

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）

目次

第1章 後期基本計画の概要	2
1 後期基本計画の趣旨及び位置づけ	2
第2章 リーディングプロジェクト	4
1 リーディングプロジェクトの位置づけ	4
2 リーディングプロジェクト	6
第3章 分野別計画	11
1 分野別計画の位置づけ	11
2 分野別計画の体系	12
3 まちづくりの基本目標別計画	13
第4章 土地利用計画	109

1 後期基本計画策定の趣旨及び位置づけ

【後期基本計画策定の趣旨】

平成23年3月に「住みたくなるまち鳥栖－“鳥栖スタイル”の確立－」を将来都市像とした「第6次鳥栖市総合計画」を策定しました。この総合計画の目標年次は平成32年度であり、前期基本計画の計画期間を平成23年度から平成27年度までと定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。

本市は、全国的に少子高齢化・人口減少の局面にある中、稀にみる人口が増え続けている都市であり、市制施行当時（昭和29年）の40,176人から、**平成27年10月末現在72,287人**と着実に増加しています。これからの20年間においても人口はさらに増えると予想されています。

また、東日本大震災をはじめ、気象変動に起因すると考えられる台風・豪雨災害などが多発し、災害対策の充実や都市基盤の安全向上の必要性、さらには社会経済の先行き不安等、本市を取り巻く環境にも大きな影響が生じています。

さらには、まちづくりの拠点として鳥栖駅周辺の利便性向上と中心市街地の活性化や魅力ある産業の集積、健康長寿の意識向上等様々なニーズに応えていかなければなりません。

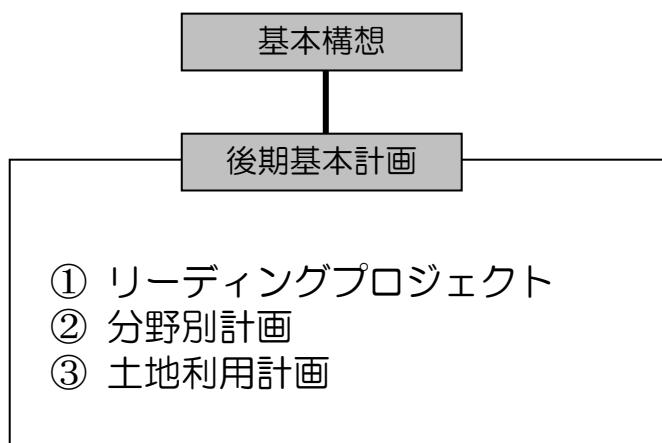
このような人口動態、気象変動や社会経済情勢の変化等に対応するとともに、前期基本計画の進捗状況を勘案し、将来都市像の実現に向けた第6次総合計画後期基本計画を策定します。

【後期基本計画の位置づけ】

後期基本計画は、基本構想で定めた、将来都市像「住みたくなるまち鳥栖－“鳥栖スタイル”の確立」とまちづくりの基本目標等を実現するために必要な取組の方向性等を具体的に明らかにしたもので、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画です。6つのまちづくりの基本目標に係る「リーディングプロジェクト」「分野別計画」「土地利用計画」をもって構成します。

前期基本計画と同様に後期基本計画についても、随時見直しを行っていくこととします。

■後期基本計画の構成



■後期基本計画の期間

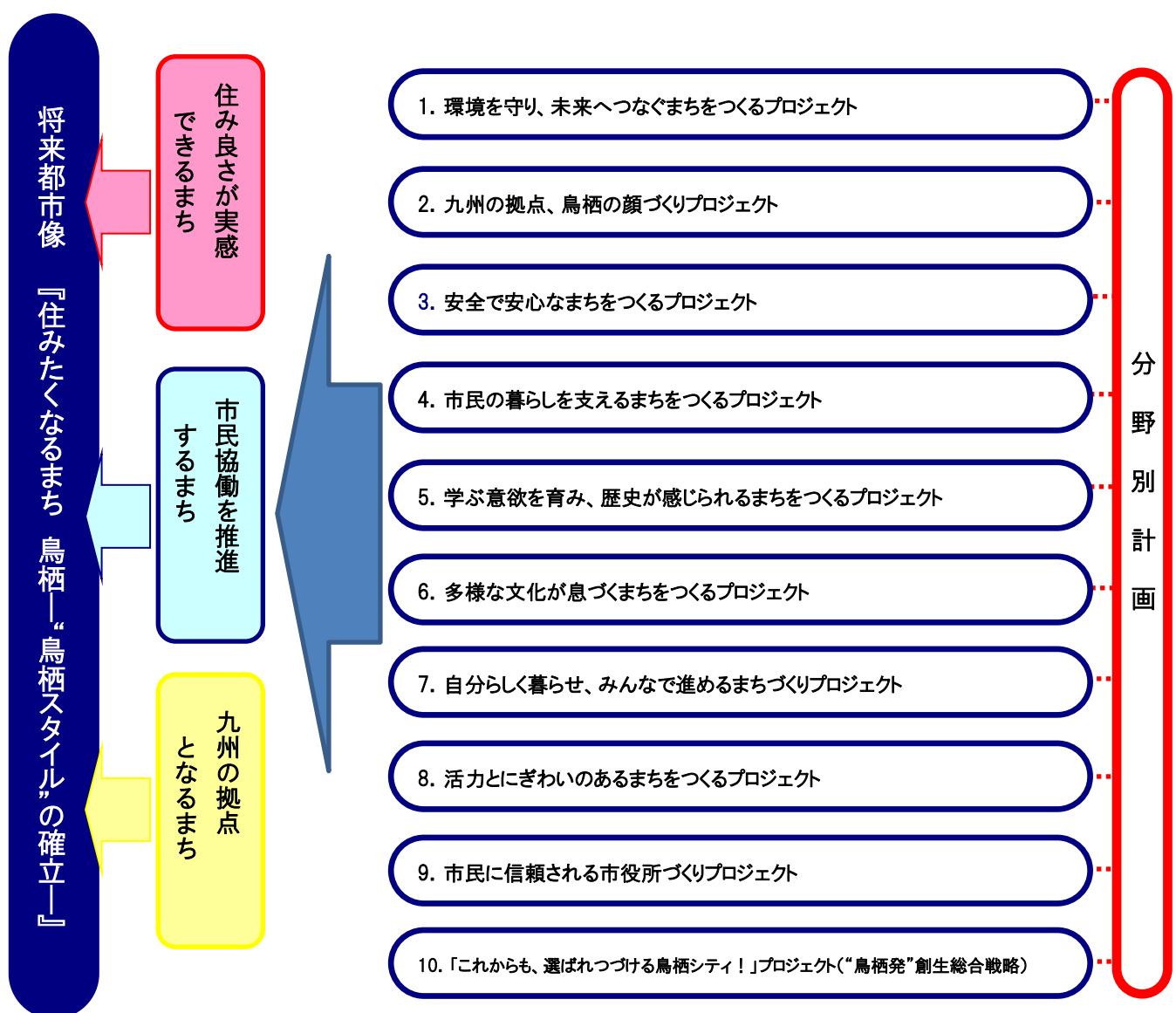
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本構想										
基本計画										
基本構想										
基本計画										
前期基本計画（H23～27）						後期基本計画（H28～32）				

1 リーディングプロジェクトの位置付け

基本構想において、第6次鳥栖市総合計画の目標年次である平成32年の鳥栖市の将来都市像を「住みたくなるまち 鳥栖—“鳥栖スタイル”の確立」とし、将来都市像を実現するための6つのまちづくりの基本目標を掲げて、各分野の取組を実施してまいりました。

前期基本計画では、特に取り組むべき重要な事業及び課題の解決策等、鳥栖市の魅力を高める取組をリーディングプロジェクト11と位置付けて、将来都市像の実現を目指してきました。後期基本計画では、そのリーディングプロジェクト11を再編し、また“鳥栖発”創生総合戦略との整合を図りながら、リーディングプロジェクト10として位置付け、将来都市像の実現に向けて各種施策の展開を図ることとしています。

(リーディングプロジェクトイメージ)



2 リーディングプロジェクト

【1 環境を守り、未来へつなぐまちをつくるプロジェクト】

地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化しています。これらは日常生活や事業活動に起因するものが多く、身近な視点からの環境問題への関心が高まっています。豊かな水と緑あふれる自然環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐためには、市民一人ひとりが日常生活の中で環境問題を意識するとともに、循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境に配慮したまちづくりを行っていく必要があります。

＜具体的な取組＞

- ①環境保全活動を進めます（1－1）*
- ②ごみ減量化とリサイクルを進めます（1－2）

*（ ）内の左側の数字は第3章分野別計画の基本目標番号を、右側の数字は取組番号を表しており、（1－1）は、「第3章分野別計画の「基本目標1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち一取組1 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます」を表しています。

【2 九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクト】

鳥栖駅周辺については、鉄道（JR鹿児島本線）により東西に分断されており、道路ネットワークや土地利用等に課題を抱えています。東西地域の連携強化や中心市街地の活性化と鳥栖駅周辺の利便性向上を図るため、鳥栖駅周辺整備を行っていく必要があります。

また、九州の陸路交通の要衝である鳥栖市には、地域特性を活かした、九州に元気を与え、九州をリードする取組が求められています。新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野に入れた鳥栖市の新たな玄関口であり、九州各地はもとより、関西方面からも多くの方が集まる観光・交流拠点として、九州国際重粒子線がん治療センター等と連携した取組を進め、魅力ある拠点形成を図っていく必要があります。

さらに、市域や県境に関係なく、住民同士の行き来や交流が盛んに行われ、既に、同一生活圏として住民生活が営まれている現状、鳥栖市を含めた周辺地域の一体的な発展のため、地理的、歴史的にもつながりが深い周辺自治体と、広域連携を推進していきます。

今日、市民生活を取り巻くICT環境は急速な進展を続けており、スマートフォンやタブレット型端末の普及が進み、それらの情報機器を活用したSNS等のさまざまなサービスが展開され、生活の中にICTが急速に浸透してきています。このような現状に対応するため、情報化推進計画に基づき、鳥栖市の魅力発信にICTを活用し、活力のあるまちづくりを推進していきます。

＜具体的な取組＞

- ①鳥栖駅周辺の利便性向上を図ります（1－4）
- ②地域特性を活かした魅力ある拠点の形成を図ります（1－4）
- ③情報化の推進を図ります（6－2）
- ④地域間交流・広域連携の取組を進めます（6－5）

【3 安全で安心なまちをつくるプロジェクト】

現在の公共交通は、JR、民間路線バス、ミニバス及びタクシー等で構成されていますが、今後も市民の移動を支える公共交通機関の利便性確保を図っていきます。

市街地を通過する自動車交通の処理や、沿線市街地の良好な環境を確保するため、幹線道路や生活道路の整備は重要な課題となっています。このため、幹線道路網の効果的・効率的整備を関係機関と一体となって取り組みます。また、生活道路についても、安全で快適な道路の整備を推進します。

＜具体的な取組＞

- ①交通弱者の移動手段の確保に努めます（1-6）
- ②国道・県道の整備を進めます（1-7）
- ③機能を重視した効率的な道路整備を進めます（1-7）
- ④生活道路の整備を行います（1-8）
- ⑤小学校周辺交通安全対策を進めます（1-8）

【4 市民の暮らしを支えるまちをつくるプロジェクト】

鳥栖の未来を担っていくのは子どもたちであり、その子どもたちを温かく育んでいくことが必要です。妊娠・出産から育児、就学まで、安心して子どもを生み育てることができる環境は、子を持つ親にとっては住み良さが実感できる重要な要素の一つです。子育てを支えあい、子どもたちが健やかに成長し、よろこび・温かみ・安心感のあるまちづくりに取り組んでいきます。

これからは、健康寿命が延びることで、いつまでも地域で、元気に、生き生きと活躍していくいただくことが必要であり、市民一人ひとりが正しい生活習慣を身につけ、「自分の健康は自分で守る」という意識づけと、市民の健康活動を支援し、健康管理・増進のための取組を進めていきます。

また、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、地域全体でサポートする体制が必要です。そのためには、様々な問題に対応できる相談・支援体制を強化していくことが重要です。

＜具体的な取組＞

- ①地域における健康づくりを進めます（3-1）
- ②若い世代からの生活習慣病予防対策を進めます（3-1）
- ③救急医療体制の充実を図ります（3-2）
- ④保育供給量の拡充を図ります（3-3）
- ⑤地域子育て支援拠点事業を進めます（3-3）
- ⑥母子の健康管理への支援を行います（3-3）
- ⑦介護予防を進めます（3-4）
- ⑧高齢者の地域における生活支援体制の充実を図ります（3-4）
- ⑨高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援を行います（3-4）
- ⑩障害のある人の自立支援を充実させます（3-5）
- ⑪障害のある人が地域生活に定着できるように支援体制の充実を図ります（3-5）

【5 学ぶ意欲を育み、歴史が感じられるまちをつくるプロジェクト】

学校教育は、生涯にわたる学習活動の基礎であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び考える力の育成やたくましく生きていくための健康や体力、強くやさしい心を育むことが重要です。そのため、教科「日本語」を核とした小中一貫教育、体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など確かな学力を育む特色ある学校づくりや「いのち」の尊さ及び思いやりの心など豊かな人間性の育成を進めています。

鳥栖市には史跡や伝統芸能をはじめ貴重な文化財が数多くあります。しかし、それらの多くが、市民や市外の人々にあまり知られておらず、観光や郷土の歴史を知る機会に活かされていません。このため、文化財を保護するとともに、積極的に活用して、市民共有の財産としての文化財を確実に次の世代へ継承していくための取組を進めます。

＜具体的な取組＞

- ①留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります（3-3）
- ②特色ある学校づくりを進めます（4-1）
- ③豊かな心、健全な体を育む教育の充実を図ります（4-1）
- ④安全・安心な教育環境づくりを進めます（4-1）
- ⑤文化財の保護を図ります（4-5）
- ⑥文化財の積極的な活用を図ります（4-5）

【6 多様な文化が息づくまちをつくるプロジェクト】

文化・芸術活動は、私たちの心にゆとりややすらぎ、感動を与え、明日への活力となります。スポーツは、健全な心身の発達を促し、健康で充実した、生きがいのある生活につながります。これらを「文化」としてとらえ、市民が多様な文化に触れ、親しむ機会を提供することで、文化が息づくまちづくりを目指します。

＜具体的な取組＞

- ①多彩な文化事業の展開を図ります（4-4）
- ②スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会の充実を図ります（4-6）
- ③スポーツ施設の整備・利用促進を図ります（4-6）

【7 自分らしく暮らせ、みんなで進めるまちづくりプロジェクト】

ライフスタイルの多様化が進むなか、市民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくとともに、国籍や年齢、性別、障害の有無等に関係なく、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。そのためには、意見の違いや生活習慣、文化を認め合い、支え合いながら、自分らしく生きることのできる社会の実現に取り組んでいきます。

「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、地域の個性や魅力を活かした取組を市民、市民活動団体、企業、行政がそれぞれの役割と責任を持ちながら、地域の人材や資源を活かして、市民が主役となったまちづくりを進めます。

＜具体的な取組＞

- ①男女共同参画の意識を育て、豊かで多様な生き方を支える取組を進めます（4-8）
- ②国際性を育む地域づくりを進めます（4-9）
- ③市民の声を広く聴く機会の充実を図ります（6-1）
- ④市民協働のまちづくりを進めます（6-1）

【8 活力とにぎわいのあるまちをつくるプロジェクト】

鳥栖市は、地理的優位性を活かした企業誘致の取組によって発展し、そのことがまちの活力となっています。そのような中、新たな産業の受け皿となる産業用地が不足していることから、市内に新たな産業用地を整備し、鳥栖市の経済活性を高めます。

また、市内には食品関連企業も多数立地しており、大規模消費地である福岡市に近いことから、新鮮なブランドの農産物や地元農産物を、加工・提供するための連携した仕組みづくりなどの農業振興を推進していきます。

現在、郊外や市外の大型店を利用する消費者の増加、後継者不足の問題等これまで地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいが失われつつあります。このため、元気で便利な商店街とするための取組が求められています。今後は、大型店との共存共栄を図りながら、消費者の多様なニーズに対応した、事業主の主体性を尊重した商店街の魅力を向上する取組を進めます。

また、鳥栖プレミアム・アウトレットやサガソ鳥栖のホームゲームには県内外から多くの人が訪れていますが、観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内の回遊性を持たせ、リピーターとして再び訪れてもらえるよう観光客の受入体制づくりを行っていきます。

＜具体的な取組＞

- ①地産地消の取組を進めます（5-1）
- ②農作物のブランド化を図ります（5-1）
- ③魅力ある商店街づくりを進めます（5-3）
- ④観光客の受入体制づくりを行います（5-4）
- ⑤新産業の集積を図ります（5-6）

【9 市民に信頼される市役所づくりプロジェクト】

近年では、局地的なゲリラ豪雨による市街地の浸水や山間部の土砂災害なども多発しているため、これらの災害から市民の生命や財産を守るために、防災体制の充実、強化、防災関係機関との連携を図っていきます。

多様な市民ニーズに応じた行政サービスを効果的・持続的に提供するため、組織機構の見直しにより、組織の活性化を図るとともに、職員の人材育成を図っていく必要があります。

また、市民にとっての市役所は、住民福祉の向上を図るための取組を行うところであり、そのためには必要な税金を正しく使い、その使い道や方法、成果についてきちんと説明するなど、市政に関する情報を市民に分かりやすく公表していきます。

＜具体的な取組＞

- ①防災体制の充実を図ります（2-7）
- ②組織・人材の活性化を図ります（6-3）
- ③適正な財政運営を行います（6-4）

【10 「これからも、選ばれつづける鳥栖シティ！」プロジェクト（“鳥栖発”創生総合戦略）】

これまでの鳥栖市は、九州の陸上交通の要衝という地理的優位性を活かして発展を遂げてきました。今後の鳥栖市の戦略を描くうえでもその優位性を活かしていくことは重要ですが、「地理的優位性を活かしつつ、地理的優位性に依存しない」といった考え方が重要になってきます。

市民が住み良さを実感し、「これからも、選ばれつづける」都市へと成長していくように、そして、地域における人口のダム機能を果たすことができるよう、鳥栖市はもとより、県境を越えて九州、ひいては日本の活力につながるような施策を展開していきます。

<p>○創業に関する支援を行います（5-2）</p> <p>○農地の流動化及び担い手政策を進めます（5-1）</p> <p>○新産業の集積を図ります（再）（5-6）</p> <p>○多様な就業機会の確保に努めます（5-5）</p> <p>○企業立地の取組を進めます（5-5）</p> <p>○附加価値の高い産業の創出を図ります（再）（5-6）</p> <p>○環境に配慮した資源循環型農林業を進めます（5-1）</p> <p>○地産地消の取組を進めます（再）（5-1）</p> <p>○農作物のブランド化を図ります（再）（5-1）</p>	<p>“鳥栖発” 創生総合戦略 【基本目標 1】 鳥栖市における安定した雇用を図る</p>
<p>○多様な居住ニーズに対応した支援の充実を図ります（2-2）</p> <p>○空き家対策を推進します（2-2）</p> <p>○中心商店街の活性化を図ります（5-3）</p> <p>○魅力ある商店街づくりを進めます（再）（5-3）</p> <p>○観光基盤整備を行います（5-4）</p> <p>○観光イベントの充実を図ります（5-4）</p> <p>○観光客の受け入れ体制づくりを行います（再）（5-4）</p>	<p>“鳥栖発” 創生総合戦略 【基本目標 2】 鳥栖市への新しい人の流れをつくる</p>
<p>○保育供給量の拡充を図ります（再）（3-3）</p> <p>○母子の健康管理への支援を行います（再）（3-3）</p> <p>○多様な就業機会の確保に努めます（再）（5-5）</p> <p>○男女共同参画の意識を育て、豊かで多様な生き方を支える取組を進めます（再）（4-8）</p> <p>○公園・緑地の整備を進めます（1-5）</p> <p>○特色ある学校づくりを進めます（再）（4-1）</p> <p>○多彩な文化事業の展開を図ります（再）（4-4）</p>	<p>“鳥栖発” 創生総合戦略 【基本目標 3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p>

- 鳥栖駅周辺の利便性向上を図ります（再）（1-4）
- 地域における健康づくりを進めます（再）（3-1）
- スポーツ施設の整備・利用促進を図ります（再）（4-6）
- 小学校周辺交通安全対策を進めます（再）（1-8）
- スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」
機会の充実を図ります（再）（4-6）
- 救急医療体制の充実を図ります（再）（3-2）
- 地域の医療体制の構築を図ります（3-2）
- 市民協働のまちづくりを進めます（再）（6-1）
- 地域間交流・広域連携の取組を進めます（再）（6-5）

“鳥栖発”創生総合戦略

【基本目標 4】

時代に合ったまちをつくり、
安心な暮らしを守るととも
に、地域と地域を連携する

1 分野別計画の位置づけ

分野別計画は、将来都市像を実現するための6つのまちづくりの基本目標ごとに、現状と課題の中から、5年後のまちの姿をイメージし、そのまちの姿を実現するために必要な取組を体系的に示したものです。

2 分野別計画の体系

将来都市像
『住みたくなるまち 鳥栖―“鳥栖スタイル”的確立―』

リーディングプロジェクト

＜基本目標 1＞自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 取組 1 環境を守り、育て、子ども達に引き継ぎます | 取組 5 うるおいとやすらぎのある緑の空間をつくります |
| 取組 2 循環型社会を構築します | 取組 6 だれもが移動しやすい交通体系を確立します |
| 取組 3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します | 取組 7 安全で快適に通行できる幹線道路をつくります |
| 取組 4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います | 取組 8 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります |

＜基本目標 2＞安全で安心して暮らせるまち

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 取組 1 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します | 取組 5 消費トラブルから市民を守ります |
| 取組 2 快適な住環境を提供します | 取組 6 市民の大切な生命と財産を守ります |
| 取組 3 犯罪のない、安全なまちを目指します | 取組 7 災害に強いまちを目指します |
| 取組 4 交通事故のない、安全なまちを目指します | |

＜基本目標 3＞共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| 取組 1 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します | 取組 5 障害者の自立と社会参加を応援します |
| 取組 2 安心して医療が受けられる体制を充実させます | 取組 6 地域福祉を充実させます |
| 取組 3 子育て支援を充実させます | 取組 7 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます |
| 取組 4 高齢者の自立と社会参加を応援します | |

＜基本目標 4＞学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 取組 1 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます | 取組 6 スポーツに親しめる環境をつくります |
| 取組 2 青少年を心豊かに育みます | 取組 7 人権が尊重される社会をつくります |
| 取組 3 生涯学習の機会を充実させます | 取組 8 男女共同参画の社会をつくります |
| 取組 4 文化芸術に親しめる環境をつくります | 取組 9 国際化への対応を図ります |
| 取組 5 伝統文化を保存・活用・継承します | |

＜基本目標 5＞活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 取組 1 農林業の振興を図ります | 取組 4 観光の振興を図ります |
| 取組 2 商工業の振興を図ります | 取組 5 働きやすい環境をつくります |
| 取組 3 商店街の魅力を向上させます | 取組 6 魅力ある新たな産業の集積を目指します |

＜基本目標 6＞市民の視点に立った行政運営を行うまち

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 取組 1 みんなで築く市民協働のまちづくりを目指します | 取組 4 持続可能な財政運営を行います |
| 取組 2 情報化を推進します | 取組 5 広域行政を推進します |
| 取組 3 効果的・効率的な行政運営を行います | |

3 まちづくりの基本目標別計画

＜まちづくりの基本目標 1＞

自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち

＜目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな・・・」＞

○市民は、恵み豊かな里山と清らかな川に囲まれて、自然を大切にしながら、“もったいない”という気持ちを大切に、限りある資源を活かして、地球にやさしい暮らしをしています。

○高速道路や鉄道を使って、多くの人が鳥栖市を訪れ、鳥栖の文化・歴史・人情に触れ、市民と交流し、まちがにぎわっています。

○九州新幹線新鳥栖駅は、関西方面や九州各地からの来訪者でにぎわっており、新鳥栖駅が新たなまちづくりの拠点となっています。

○九州国際重粒子線がん治療センターが安定的に運営され、九州各地はもとより、中国・四国地方、遠くはアジアからの来訪が相次いでいます。

○交通量や環境保全、歩行者の安全確保に配慮した幹線道路整備が行われ、車が安全、快適に通行しています。

○市民生活に身近な道路には、歩行者やベビーカーを押す人、自転車に乗る人が安全に通行しています。

＜現状と課題＞

○地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化していますが、これらは日常生活や事業活動に起因するものも多く、身近な視点からの環境問題への関心が高まっています。今後も、市民一人ひとりの環境問題への意識を深めるとともに、地球にやさしい暮らしに向けて、ごみの減量やリサイクルなど、資源循環型社会¹への対応が求められています。

○交通の利便性等の良さから、企業や住宅の立地が進んでいます。このことから、自然と歴史が調和したまちなみの保全や、都市機能の集積による魅力的なまちなみ・景観を形成することが求められています。また、魅力的な自然、歴史、景観を市民自らの手で守り育てるためには、市民がイメージを共有し、それぞれの役割を担いながら、次の世代へ引き継いでいく継続的な取組が必要です。

○鳥栖駅周辺は、鉄道により中心市街地の連携が分断され、回遊が困難な環境にあります。このため、東西地域の連携や利便性の向上など、交流拠点としてふさわしい整備が必要です。

○新鳥栖駅は、北部九州の玄関口としての役割が期待されていることから、鳥栖市の新たな交流拠点、まちづくりの拠点としてふさわしい基盤、環境整備が必要です。また、新鳥栖駅前に立地する九州国際重粒子線がん治療センターの事業推進とともに、施設と連携した取組が求められています。

○障害のある人や、子育て中の親も安心して利用できるトイレ、安全に遊ぶことのできる遊具を備えた公園が増えてきましたが、以前からある公園では、木陰をつくる木がなかつたり、遊具、トイレが老朽化している公園もあります。このことから、市民にやすらぎと憩いの空間を与え、誰もが利用しやすく、子どもたちが安心して遊ぶことができる魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。

○九州を縦横断する主要な幹線道路である国道3号、34号では、自動車交通の集中が慢性的な交通渋滞を引き起こしており、住民生活や産業活動への影響、排気ガスによる環境負荷の増大等が懸念されています。また、通過車両が生活道路に進入するため、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、幹線道路及び生活道路の整備が必要です。

＜まちづくりの基本目標 1＞

自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち

- 取組① 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます
- 取組② 循環型社会を構築します
- 取組③ 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します
- 取組④ まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います
- 取組⑤ うるおいとやすらぎのある緑の空間をつくります
- 取組⑥ だれもが移動しやすい交通体系をつくります
- 取組⑦ 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります
- 取組⑧ 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります

¹ 資源循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、再利用やりサイクルを行うことで、廃棄物の量を少なくし、資源として循環利用する社会のこと。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 1 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます＞

【取組担当課】

環境対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民や事業者、行政が、身近な環境問題を意識した取組を行うことで、恵み豊かな自然・生活環境・地球環境が守られています。

【取組の方針】

豊かな水と緑あふれる恵まれた自然環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐために、環境意識の啓発を図り、快適な住みよい環境づくりを推進します。

また、深刻化する地球温暖化に対処するため、環境教育・環境講座の開催や環境情報の提供等により、地球温暖化対策に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境配慮行動の実践に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・身近な生き物に関心を持ち、生き物とその生息・生育環境を大切にします。
- ・自然との触れ合いのマナーを身につけ、行動します。
- ・環境に係るイベントや講座等に積極的に参加し、環境保全に対する理解を深め、地域に広げます。
- ・地球環境に配慮した省エネ、省資源などのエコライフ²に積極的に取り組みます。

事業者の役割

- ・環境美化活動など、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、自主的な環境美化活動にも取り組みます。
- ・環境マネジメントシステム³の導入など、環境に配慮した事業活動に努めます。

行政の役割

- ・身近な自然や生物との触れ合いを楽しんだり、実際に観察、調査するような体験的活動を実施・支援します。
- ・環境保全のため、イベントや環境教育・環境講座等を開催し、環境保全意識の向上を図ります。
- ・市が率先して環境配慮行動を実践するとともに、市民や事業者に対しエコライフの実践や環境マネジメントシステム等についての環境情報を提供します。
- ・不法投棄防止のためのパトロールを行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市環境基本計画

²エコライフ：日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むこと。

³環境マネジメントシステム：企業などの組織が、環境を改善する方針や目標等を設定し、継続的に環境保全に向け取り組んでいくための計画・体制・手続。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
環境保全活動を進めます	環境教育、環境講座や環境美化活動への参加を呼びかけ、市民、事業所等への啓発活動を積極的に展開します。
自然環境保全活動を進めます	動植物が生息できる良好な自然環境を維持するための生息状況等の調査など、自然と触れ合う機会を設け、自然の大切さを伝えます。
地球温暖化対策を進めます	エコライフや環境マネジメントシステム等の普及啓発を行うなど、鳥栖市全体で地球温暖化対策の基盤づくりに取り組みます。
環境調査・監視を実施します	生活環境の安全・安心を確保するため、大気や水質、自動車騒音等の調査・監視を実施します。
不法投棄防止対策を進めます	不法投棄防止パトロール員等による監視・パトロール等を行い、不法投棄の早期発見及び早期回収を行うことで、不法投棄をさせない・許さない雰囲気づくりに努めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
環境美化活動参加者数	530 人	1,800 人
大気環境基準の達成度 ⁴	2 地点中 1 地点で非達成あり	全地点で達成
水質環境基準（BOD75%値）の達成度 ⁵	7 地点中 7 地点で達成	全地点で達成

⁴ 大気環境基準の達成度：大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子物質、二酸化窒素、オキシダントの含有量。それぞれにおいて設定基準が設けられている。

⁵ 水質環境基準（BOD75%値）の達成度：BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素量）とは、水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなると有機物などによる水質の汚染が進んでいないことになる。75%値とは、1年間の観測値を低い順に並べて75%目に相当する値。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 2 循環型社会を構築します＞

【取組担当課】

環境対策課、商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民や事業者、行政が、ごみの減量化、再利用、資源化（3R）に取り組んでおり、ごみの少ないまちになっています。

【取組の方針】

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動によって、経済発展や便利で快適な生活を実現してきました。しかし、このことが、資源の枯渇化や地球温暖化をはじめとした様々な環境問題の大きな一因となっていました。

環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会実現のため、循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境に配慮したまちづくりを行います。

【市民・事業所・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・ごみの減量化、再利用、資源化を実践します。

事業者の役割

- ・ISO14001⁶やエコアクション21⁷の認証取得を積極的に行います。

行政の役割

- ・循環型社会の実現に向けた取組を積極的に推進します。
- ・環境教育等により、循環型社会への意識改革を図ります。
- ・3Rの推進に向けた新たな取組を検討します。
- ・市民や事業者の環境活動を支援します。
- ・ISO取得奨励金⁸を交付します。

【関連する個別計画】

鳥栖市環境基本計画、鳥栖市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

⁶ISO14001：環境マネジメントシステムについての様々な事項を定めた環境に関する国際的な標準規格。

⁷エコアクション21：中小企業、学校及び公共機関等による環境配慮への取組を促進するとともに、その取組が効果的・効率的に実施されるよう、環境省が策定したガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

⁸ISO取得奨励金：市内に本社を有する中小企業の事務所等が、ISO9000シリーズ及びISO14001の認証を取得し、市長が定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合に交付する奨励金。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
ごみ減量化とリサイクルを進めます	資源物の分別収集を徹底し、ごみ減量化と資源の有効活用を図ります。 ごみ減量化とリサイクルや地域美化活動推進のため、町区や各種団体の環境活動を奨励します。
循環型社会への意識改革を進めます	循環型社会への意識啓発や環境に配慮した市民の具体的な行動を促進するため、環境学習や環境講座、広報活動等を推進します。また、市内事業者へは、ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの普及啓発を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市民一人1日あたりの資源物以外のごみ排出量	908g／人・日	883g／人・日
リサイクル率 ⁹	28.2%	31%

⁹リサイクル率：ごみとして出されたもののうち資源としてリサイクル可能なものの量の割合。 $(\text{資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量})$ 。集団回収量とは子ども会等による廃品回収などで集められた資源物の量のこと。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します＞

【取組担当課】

まちづくり推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

自然環境等に配慮した計画的な土地利用によって、魅力的で住みやすいまちが形成され、「鳥栖に住みたい」と思う人が増えています。

【取組の方針】

無秩序な雑然としたまちなみを防ぎ、魅力的で住み良いまちづくりを進めるためには、長期的構想で用途に応じた土地利用のエリア設定が必要です。

今後は、豊かな自然を活かした、ゆとりやうるおいのある住みやすい環境との調和のもと、都市の持続的な発展が可能となるような、機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になります。

そのため、長期的な視点に立ち、地域特性に応じた合理的な土地利用と、多様な都市機能の集積を進め、景観に配慮した住みやすい環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 規制、誘導の基準や趣旨に基づき、地区計画¹⁰や建築協定¹¹に参画します。

事業者の役割

- 開発などの際、適切な事業実施に努め、適切な土地利用により、景観との調和を図ります。

行政の役割

- 都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。
- 地区計画や建築協定を支援します。
- 区域区分¹²や用途地域¹³等の土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。
- 社会経済情勢に対応する土地利用方針等について必要な検討、策定を行います。
- 景観についての啓発を行います。

¹⁰ 地区計画：地区の特性に応じた良好な環境づくりを目指し、土地所有者などと行政が協働で建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度。

¹¹ 建築協定：一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

¹² 区域区分：計画的な市街化を図るために、都道府県は都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分(線引き)できる。前者は優先的に市街化を図るべき区域、後者は市街化を抑制すべき区域で、開発が制限される。

¹³ 用途地域：良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として都市計画法で定められた12種の地域。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
秩序ある市街地の形成と土地利用の円滑化を図ります	自然環境等との共生に配慮した、秩序ある市街地を形成するため、都市計画に関する必要な事項を定め、規制と誘導を通じて計画的な土地利用の実現を図ります。 また、土地利用の適正化や土地活用の円滑化など、地域の現状に応じた、適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
景観形成に関する啓発を行います	景観づくり・保全に対する市民の意識醸成や参加促進を図るための取組を継続的に行い、景観形成の重要性を広く市民や事業者に向けて発信します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市街化区域 ¹⁴ における 都市的未利用地 ¹⁵ 面積の割合	7.6%	6.3%
景観保全団体の増加数	〇 団体	8 団体

¹⁴ 市街化区域：既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

¹⁵ 都市的未利用地：市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場等、有効に利用されていない土地。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います＞

【取組担当課】

総合政策課、まちづくり推進課、商工振興課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖駅及び新鳥栖駅周辺を中心として、商業、文化・スポーツ、観光、医療、ビジネスといった、人・物・情報が集まる魅力ある「拠点」として、多くの人にぎわっています。

【取組の方針】

鳥栖駅周辺整備については、東西地域の連携強化、鉄道利用者等の利便性向上や中心市街地の活性化など、関係機関と協議、調整を行い、実現可能なものから順次着手していく必要があります。また、新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野にいれた、鳥栖市の新たな玄関口であり、九州各地はもとより、関西方面から多くの人が集まる観光・交流拠点として、地域特性を活かした魅力ある拠点形成を図っていく必要があります。新鳥栖駅前に立地する九州国際重粒子線がん治療センターの事業推進とともに、施設と連携した取組を進めます。

更なる高速交通体系の充実を図るために、九州新幹線西九州ルート¹⁶の早期実現に向けた取組を行い、交通の要衝というポテンシャルを最大限に活かした、新しいまちづくりの拠点にふさわしい整備・充実を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・鳥栖市を訪れる方を温かい「おもてなし」の心で迎えています。
- ・旅行やビジネスに、新幹線を利用しています。

事業者の役割

- ・出張などの際の新幹線利用を促しています。

行政の役割

- ・鳥栖駅周辺整備を進めます。
- ・新鳥栖駅の利便性向上につながる取組を検討します。
- ・九州国際重粒子線がん治療センター¹⁷事業を進めます。

¹⁶九州新幹線西九州ルート：現在計画されている整備新幹線計画のひとつ。博多から九州新幹線鹿児島ルートの新鳥栖駅で分岐して長崎へ至る整備新幹線計画。

¹⁷九州国際重粒子線がん治療センター：佐賀県をはじめ、民間企業、大学病院、医療機関、重粒子線がん治療の関係機関等による産学官連携の共同プロジェクト。重粒子線がん治療施設として日本ではじめての民設・民営の施設。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
鳥栖駅周辺の利便性向上を図ります	鳥栖駅周辺の機能充実、駅利用者等の利便性向上を図ります。
九州新幹線西九州ルートの建設に向けた取組を進めます	九州新幹線西九州ルートの早期実現に向けた要望活動を行います。
地域特性を活かした魅力ある拠点の形成を図ります	新鳥栖駅周辺の機能充実、駅利用者等の利便性向上を図ります。また、九州国際重粒子線がん治療センター等と連携した取組を行います。
中心市街地の活性化を図ります	ヒト・モノ・情報が集まる魅力ある「交流拠点」にふさわしい中心市街地の活性化を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H25年度）	目標（H32 年度）
鳥栖駅利用者数	14,003 人	14,500 人／日
新鳥栖駅利用者数	2,470 人	6,180 人／日

※指標の現状値については、現在把握できる最新の数値を記載。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 5 うるおいとやすらぎのある緑の空間をつくります＞

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

うるおいとやすらぎを与える緑があふれ、だれもが心地よく過ごせる公園・緑地が適切に整備・管理されています。

【取組の方針】

市内には、平成27年3月31日現在、25箇所、72.65haの都市公園があります。

中でも、市内の中心部に位置する中央公園は、日頃から多くの市民に利用され、春の桜のシーズンにはたくさんの人でにぎわうなど、市民にうるおいとやすらぎを与え、来訪者を心地よく迎え入れています。

また、園内には大きな池があり、シンボル的な公園として市民に親しまれています。

公園・緑地は、市民が集い交流する場所であることから、魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。

このため、公園・緑地の安全性を確保するとともに、バリアフリー¹⁸化等の課題を踏まえ、だれもが快適に利用できる環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・うるおいとやすらぎの場として、公園・緑地を愛着を持って利用します。
- ・清掃活動等、公園・緑地の維持管理に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・市民の清掃活動等に、ノウハウや経験等を活かしながら協力します。

行政の役割

- ・公園・緑地の適切な管理運営を行います。
- ・ボランティアの協力による公園・緑地の管理を実施します。

¹⁸バリアフリー：障害者や高齢者の生活に不便な障壁を取り除こうという考え方。例：道路の段差解消、階段の代わりに緩やかな坂道をつくるなど

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
公園・緑地の整備を進めます	だれもが安全で快適に利用でき、うるおいとやすらぎを与える交流の場として、公園・緑地の整備を行います。公園遊具については、国土交通省のガイドラインに基づき、定期的に検査を行うなど、安全性の確保を徹底します。
適正管理による利用しやすい公園・緑地づくりを進めます	地域や市民に親しまれる公園・緑地となるよう、地元やボランティア活動による草刈り・清掃など、市民協働による管理を推進するとともに、鳥栖市のホームページ等での情報発信を行い、利用促進を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
緑化美化ボランティア活動団体登録数	17 団体	23 団体
市民一人当たりの公園面積	11.4 m ²	11.4 m ² 以上

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 6 誰もが移動しやすい交通体系を確立します＞

【取組担当課】

社会福祉課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が分かりやすく、利用しやすい公共交通ネットワークが構築されています。

【取組の方針】

これまでの自動車中心の交通体系を見直し、公共交通機関や自転車など、多様な手段を含めた総合的な交通政策の推進が求められています。

現在の公共交通は、JR、民間路線バス、ミニバス¹⁹及びタクシー等で構成されており、ミニバスは交通空白地域を解消するための手段として、平成21年度より鳥栖地区・田代地区、平成24年度より基里地区・旭地区を運行しています。

今後も、市民の移動を支える公共交通機関の利便性の確保を図りながら、地域公共交通のあり方についての検討を進めています。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日頃の身近な移動手段として、環境にも配慮し、自転車や公共交通機関を利用します。

事業者の役割

- ・交通事業者は、地域公共交通の手段として、交通資源の維持確保に努めています。
- ・通勤や出張などの際の公共交通利用を促しています。

行政の役割

- ・交通空白地帯への対応に努めます。
- ・高齢者や障害のある人の移動を支援します。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域公共交通総合連携計画

¹⁹ミニバス：10人乗りワゴン車により、市内を定時定路線で循環運行している乗合タクシー。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
路線バスの維持及び利用促進を図ります	バス路線の維持と利便性の向上を目的に、路線やダイヤの見直しを行い、利用者拡大を図ります。
交通空白地域への対応を図ります	地域のニーズを分析・把握した上で、路線バスやミニバスの見直しなど、地域の実情に沿った交通空白地域への対応の検討を行います。
交通弱者の移動手段の確保に努めます	だれもが不自由なく移動できる公共交通手段の構築を検討します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市内路線バス利用者数	102,675 人／年	120,000 人／年
ミニバス利用者数	19,096 人／年	24,000 人／年
高齢者福祉乗車券交付数	500 人	600 人

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 7 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります＞

【取組担当課】

建設課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

幹線道路網の整備が進み、交通渋滞が緩和され、安全で快適に通行できる道路がつくられています。

【取組の方針】

市内を通る国道3号・34号、県道等の幹線道路の交通量は年々増加傾向にあり、朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。

自動車通行量の増加による交通事故及び自動車排気ガスによる環境負荷の増大、幹線道路の渋滞により、通過交通車両が一般生活道路へ進入するなど、市民生活への影響が生じています。

のことから、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、道路拡幅や交差点改良など、幹線道路網の整備の促進に向けて、国・県などの関係機関と一体となって取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。

事業者の役割

- ・交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。

行政の役割

- ・幹線道路網である国道・県道の更なる改良整備促進を要望します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国道・県道の整備を進めます	広域ネットワークの構築、主要交通結節点へのアクセス、交通渋滞の緩和、交通事故防止など、大動脈である幹線道路について、国・県と連携しながら整備を進めます。
機能を重視した効率的な道路整備を進めます	必要な道路機能を重視した効率的・効果的な整備を推進します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
国道・県道整備延長距離	3.3 km	6.5 km

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 8 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります＞

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

生活道路では、子どもたちやベビーカーを押したお母さんなど、そこで生活している市民が安全に通行しています。

【取組の方針】

通過車両の流入が、子どもたちの通学やベビーカーを押したお母さん、自転車で通勤するお父さんなど、市民の通行に支障をきたし、市民の安全を脅かしています。

生活道路では、歩行者や自転車など、そこで暮らす市民の通行が優先され、安全が確保されるべきです。

このため、そこで生活し、通行する市民が安全で快適に移動できる道路として、歩行者、自転車に配慮した道路整備を行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・交通ルールを守り、譲り合って歩行・通行します。

事業者の役割

- ・生活道路の通行をできるだけ控え、安全運転に努めます。

行政の役割

- ・生活道路を通行する歩行者、自転車に配慮した道路整備に努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市橋梁長寿命化修繕計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
生活道路の整備を行います	日常生活の基盤となる生活道路については、歩行者や自転車通行の安全確保を第一に、快適に移動できる道路として必要な整備を行います。
小学校周辺交通安全対策を進めます	市内には歩道がない幅員狭小道路が多く、小学校周辺の通学路では通勤車が行き交う中、多くの児童が通学しているため、歩行者等の安全確保の観点から、路側帯カラー化等を主体とした交通安全対策に取り組みます。
計画的かつ効率的な道路施設の維持管理を行います。	老朽化が進む橋梁等の道路施設の長寿命化を図るため、優先順位を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
小学校周辺交通安全対策整備延べ路線数	16 路線	39 路線
橋梁長寿命化率（修繕橋／要対応橋）	3%	64%

〈まちづくりの基本目標 2〉

安全で安心して暮らせるまち

〈目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」〉

- きれいな水が流れる川に魚が泳ぎ、川岸に咲く四季折々の花や植物に市民は心を癒されています。
- 住宅の質的な向上が図られ、安全・快適な住宅が供給されています。
- 市民は笑顔で気軽に声をかけ合い、助け合うことで、地域の絆が深まり、災害や犯罪、事故の少ないまちで、安心して暮らしています。
- 災害が発生したら、「お互いさま」の心で、地域の中でできる人が、できることを率先して行っています。

〈現状と課題〉

- 市民ニーズの多様化・高度化により、高品質な水道水の安定供給、ライフラインとして災害に強い水道の確保、生活排水・雨水の適正処理が求められています。このため、水道水の安定給水と、生活排水の適正処理など、市民の快適な生活環境が確保されるよう、計画的な施設整備と、市民生活重視のサービス提供が求められています。
- 市営住宅は、住宅セーフティネット²⁰の中核として重要な役割を担っています。鳥栖市の市営住宅の多くは、建設後長期間経過し、予防保全の観点から、計画的な修繕・改修により長寿命化を図っています。しかし、老朽化により長寿命化が困難な市営住宅については、今後、改築・廃止等を含めて検討を進める必要があります。
- また、近年増加傾向にある空き家の適正管理や危険な空き家の除却の促進、使える空き家の利活用等について、施策を検討し、空き家対策を推進していく必要があります。
- 平成26年の鳥栖市における交通事故発生状況は、発生件数855件(前年比-47件)、負傷者数1,129人(前年比-93人)と減少傾向にあるものの、死亡者数は3人(前年比+2人)に増加するなど、特に高齢者等の交通弱者が巻き込まれるケースが増えています。また、犯罪発生では自転車盗、万引き、空き巣、架空請求など市民生活に身近な犯罪が増加しています。このため、鳥栖警察署をはじめ各関係機関・団体と連携を密にした事故や犯罪防止に向けた取組が必要です。
- 近年、鳥栖市では幸いにして大規模な災害は発生していないものの、平成23年に発生した東日本大震災や平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島市の土砂災害以降、改めて災害発生に対応する体制づくりが問われています。また、災害や緊急事態発生時には、地域が主体となった活動により被害を最小限に留めるため、日頃から市民の防災意識の醸成に努め、市民相互の協力体制を構築することが求められています。

〈まちづくりの基本目標 2〉

安全で安心して暮らせるまち

- 取組① 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します
- 取組② 快適な住環境を提供します
- 取組③ 犯罪のない、安全なまちを目指します
- 取組④ 交通事故のない、安全なまちを目指します
- 取組⑤ 消費者トラブルから市民を守ります
- 取組⑥ 市民の大切な生命と財産を守ります
- 取組⑦ 災害に強いまちを目指します

²⁰ セーフティネット：社会保障制度など、市民の安心や生活の安定を支える各種の制度等。

＜基本目標 2 安心して暮らせるまち＞

＜取組 1 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します＞

【取組担当課】

管理課、事業課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

水道水の高品質化や安定供給、生活排水の適正処理などにより、暮らしやすさが増し、市民の上下水道サービスへの満足度が向上しています。

【取組の方針】

鳥栖市は、先人の功績により豊富な水資源を有していますが、それは、限りある貴重な資源です。この水資源を有効に利用しながら、市民生活を支えるライフラインとして、高品質の水道水を安定して供給することが求められています。

このため、耐用年数を経過した老朽水道管などの水道施設の計画的な更新・整備などにより、安定供給、災害や事故発生時の対策強化に取り組みます。

また、生活排水の適正処理を継続して行えるよう、下水道施設の長寿命化を図り、災害や事故発生時の対策強化に取り組みます。

さらに、市民満足度を向上させるために経営基盤を強化し、安定性や効率性の高い信頼される上下水道サービスの運営に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・水を汚さないような生活をします。
- ・貴重な水を大切に使います。

事業者の役割

- ・水を汚さない事業活動を行います。

行政の役割

- ・安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ・生活排水の適正処理により、市民生活の満足度を高めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市下水道等整備構想²¹、鳥栖市水道ビジョン

²¹ 鳥栖市下水道等整備構想：効率的かつ効果的に下水道などの汚水処理施設を整備するためのマスタープラン。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
水道水の安定供給を行います	水道施設の更新計画に基づき、老朽化した水道施設を耐震性のある施設へ計画的に更新することで、漏水防止と耐震性の向上を図ります。
水道水の高品質化を図ります	平成19年度に策定した鳥栖市水質管理指標の内容を見直し、よりおいしい水を提供するとともに、水質監視、水質検査を実施します。
生活排水の適正処理を行います	生活排水の適正処理を継続的に行えるよう、予防保全的な維持管理を実施するため、長寿命化や耐震化など、下水道施設の強化を図ります。
経営基盤の強化を図ります	水洗化の促進による下水道使用料の収益向上を図り、また事業コスト縮減の具体策を検討し、実行することで事業運営の効率化や財政状況の改善を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
配水管耐震化率	12.3%	19%
新水質管理指標の達成率	86.2%	98%
汚水処理人口普及率	99.6%	100%
水洗化率	90.3%	91.3%

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 2 快適な住環境を提供します＞

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、快適で安全安心な住宅で暮らしています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展やライフスタイル、家族構成の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。

市民のゆとりある住生活を実現するためには、快適な住環境を創出することが重要になっています。

市営住宅の計画的な維持管理及び機能向上のための改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化及び居住性・安全性等の向上を図るとともに、老朽化が著しい市営住宅については、今後、改築・廃止等を含めて検討を進めていきます。

また、近年増加傾向にある空き家の適正管理や危険な空き家の除却の促進、使える空き家の利活用等について、施策を検討し空き家対策を推進していきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・市営住宅を大切に使います。

事業者の役割

- ・安全でニーズに対応した住宅を提供します。

行政の役割

- ・市営住宅の質的向上を図り、適正な維持管理に努めます。
- ・住宅困窮者への住宅情報の提供、相談体制の充実を図ります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
良質な住宅の供給に努めます	市営住宅の計画的な修繕・改修により、長寿命化やバリアフリー化を推進します。 また、老朽化により長寿命化が困難な市営住宅については、改築・廃止等を含めて、検討を進めます。
多様な居住ニーズに対応した支援の充実を図ります	市営住宅内に高齢者や障害がある人向け等の特定目的住宅を適切に設定し、配慮が必要な方が入居しやすい環境整備を行います。 また、各住宅管理者等と連携を図り、多様な住宅情報の提供に努めます。
空き家対策を推進します	適切な管理が行われていない空き家等の所有者に対し、指導等を行い周辺の生活環境の保全を図るとともに、危険な空き家等の除却及び使用できる空き家等の利活用を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市営住宅内手すり設置率	56%	100%

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 3 犯罪のない、安全なまちを目指します＞

【取組担当課】

総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の防犯に対する意識がより高まり、安全なまちで安心して暮らしています。

【取組の方針】

全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、子どもが巻き込まれる犯罪が多発しています。このため、市民が防犯に対し関心を持ち、防犯対策に自ら進んで取組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため、警察や防犯協会等の関係機関や地域との連携により防犯意識の啓発を図り、防犯活動や防犯灯の設置についての支援を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・防犯に対する意識を持ち、自らできる防犯対策に取り組みます。
- ・地域が取り組む防犯活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・防犯に対する意識を持ち、自らできる防犯対策に取り組みます。
- ・地域が取り組む防犯活動に積極的に参加します。

行政の役割

- ・防犯灯等の設置を支援します。
- ・市民や地域の自主的な防犯の取組を支援します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市民の防犯意識の高揚に努めます	日常生活の中でできる防犯への取組、防犯対策等について、ホームページ、広報紙等を通じて発信することで、防犯意識の高揚に努めます。
地域防犯体制の充実を図ります	子どもの安全を見守る活動など、地域で自主的に取り組む防犯活動に対して支援を行います。
防犯対策の充実を図ります	地域における安全な環境を創出するため、防犯協会に対し、防犯灯設置等の支援を行います。また、子どもの下校時の安全確保のため、防犯パトロールを実施します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
防犯灯設置数（防犯協会）	3,533 基	3,800 基
子ども 110 番の家	657 軒	730 軒

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 4 交通事故のない、安全なまちを目指します＞

【取組担当課】

建設課

【取組による 5 年後（平成 32 年度）の姿】

市民が高い交通安全意識を持ち、交通安全施設が整備・充実されることで、交通安全が確保されています。

【取組の方針】

鳥栖市は、国道や高速道路が交差する九州における陸上交通の要衝であり、幹線道路の交通量も多く、慢性的な渋滞や交通事故が多発しています。

平成 26 年の鳥栖市における交通事故発生状況は、発生件数 855 件（前年比-47 件）、負傷者数 1,129 人（前年比-93 人）、死者数 3 人（前年比+2 人）でした。

全国の交通事故による死者数は、4,113 人で平成 25 年と比較すると、260 人下回っています。また、平成 26 年の県内の交通事故は、発生件数・負傷者数は前年を下回りましたが、死者数は前年を上回り、依然として多い状況です。

このため、幼児、児童及び高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、事故を未然に防ぐための交通安全意識啓発を行うとともに、通学路の合同点検などを行い、事故の危険性が高い箇所の早期発見に努め、安全に通行できる歩道やカーブミラー等の交通安全施設の計画的整備を地域の実情に応じて行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・交通安全に対する意識を持ち、自ら取り組める交通安全対策を実践します。
- ・地域が取り組む交通安全活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・交通安全に対する意識を持ち、市民が取り組む交通安全活動への支援・協力に努めます。

行政の役割

- ・交通安全施設の整備・充実に努めます。
- ・交通安全に関する情報を的確に市民に提供します。
- ・市民や地域の自主的な交通安全の取組を推進します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
交通安全啓発・教育を進めます	幼児・児童及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催や交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全施設の整備・充実を図ります	運転者及び歩行者が安全に通行できるよう、地域の要望や緊急性・効果等を踏まえながら、必要に応じてカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を行います。
事故危険箇所の解消を図ります	事故の危険性が高い箇所については、地域と一体となって事故危険箇所を検証し、関係機関と連携を図りながら必要な対策を緊急性に応じて行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
交通事故発生件数	855 件	810 件

＜基本目標 2 安心して暮らせるまち＞

＜取組 5 消費者トラブルから市民を守ります＞

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が消費生活に関する知識を深め、架空請求や悪質な訪問販売等の消費トラブルに巻き込まれることなく、安心して暮らしています。

【取組の方針】

情報社会や高齢化社会の進展により携帯電話やインターネットに関するトラブル、高齢者をねらった悪質な訪問販売など、様々な消費者問題が発生しています。

消費者問題に関する相談件数は年々増加傾向にあり、鳥栖市でも消費生活センター²²が中心となり、消費生活相談、消費生活出前講座、広報活動（消費生活ニュースの発行）を行っています。

市民が、巧妙化、悪質化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、発生事例や対応方法等に関する情報発信の強化を図るとともに、消費者被害にあった場合、適切な対応ができるよう、相談窓口の充実を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・消費生活に関する知識を深め、架空請求や悪徳商法等の被害を未然に防ぎます。
- ・地域が連携して消費者トラブル情報を共有し、被害防止のための活動に取り組みます。

事業者の役割

- ・消費者に対して、適切な商品・サービスを提供します。

行政の役割

- ・消費生活問題に関する情報を的確に市民に提供します。
- ・消費者被害救済のための相談窓口の充実を図るとともに、消費生活メイトを活用し、地域、特に高齢者の消費トラブルを防ぎます。

²²消費生活センター：市民の暮らしの安定と向上のために、消費生活相談業務や計量等に関する業務を行っている機関。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
消費生活に関する情報提供の充実を図ります	消費生活に関する出前講座の開催、ホームページや広報誌による情報提供の充実を図ります。また、消費生活に関する情報を地域に発信し、消費生活メイトと連携し、消費者トラブルを未然に防止することに努めます。
相談窓口の充実を図ります	消費者の相談内容が複雑かつ多様化してきているため、県消費生活センター等と連携して、消費生活に関する情報収集や消費生活相談員の能力向上を図り、相談に対して迅速かつ適切な対応が行えるよう、相談窓口の充実を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
振り込め詐欺等発生件数	4 件	〇 件

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 6 市民の大切な生命と財産を守ります＞

【取組担当課】

総務課、健康増進課

【取組による 5 年後（平成 32 年度）の姿】

市民及び事業者の生命と財産を守るために迅速・的確な消防体制が充実しています。

【取組の方針】

鳥栖市の消防体制は、鳥栖市及び基山町、みやき町、上峰町の 1 市 3 町からなる広域消防体制をとっています。

平成 26 年の鳥栖・三養基地区管内の火災発生件数は 42 件で、8.6 日に 1 回の割合で発生しています。

火災を未然に防ぐため、市民の防火思想の普及・啓発に加え、消防団の機能強化、消火栓の整備など、地域における火災予防体制の整備を行います。

また、救命の強化を図るため、AED²³を設置している公共施設等を周知し、維持管理に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・消火訓練や避難訓練、救命講習会等への参加を通じ、火災予防や救急救助について理解します。
- ・火災発生時には、状況を速やかに通報するとともに、地域で助け合い、被害の拡大を防ぎます。

事業者の役割

- ・法令に基づき、施設の防火点検、危険物の適正な管理を行います。

行政の役割

- ・市民や地域の自主的な防災の取組を支援します。
- ・消火栓など、身近な消防設備の整備・充実を図ります。
- ・救急救助体制を充実させるため、AED を設置している公共施設等を周知し、維持管理を行います。

²³AED：自動体外式除細動器。心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動が起こった時に、心臓に電気ショックを与えることにより正常な状態に戻す機器のこと。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
防火体制の強化・充実を図ります	火災発生時に迅速かつ的確な対応を行えるよう、消防車両の更新や装備品の充実、消防水利施設の増設など、消防署と消防団とが中心となった消防体制の一層の連携強化を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
消防水利施設（消火栓）の設置数	982 か所	1,015 か所

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 7 災害に強いまちを目指します＞

【取組担当課】

総務課、建設課、事業課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の防災に対する意識が高く、災害に対する備えができています。

【取組の方針】

平成23年の東日本大震災や平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島市の土砂災害など、大規模な災害が発生しています。今後も地震や局地的なゲリラ豪雨²⁴による市街地の浸水や山間部の土砂災害などが起こる可能性があり、これらの災害から市民の生命や財産を守るために、地域防災計画などに基づいた防災体制の充実、防災関係機関との連携を図ります。

また、被害を最小限にとどめるために、市民に日頃からの備えの大切さを啓発し、地域で助け合う自主防災組織²⁵の育成や活動を支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・災害情報の収集方法や避難場所の確認など、日頃から災害に対する準備を行います。

事業者の役割

- ・防災訓練等に参加し、災害発生時には、地域での救助・救援活動など、地域で助け合います。

行政の役割

- ・市民や地域の自主的な防災活動への支援を行います。
- ・災害発生時には、避難路や災害情報を市民に分かりやすく、迅速に伝え、市民が安全に避難できるよう支援します。
- ・消防や警察等の関係機関と連携した体制づくりに努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域防災計画

²⁴ゲリラ豪雨：短時間に狭い地域に大量に降る雨のこと。

²⁵自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
防災体制の充実を図ります	鳥栖市地域防災計画等に基づき、消防、警察、国、県等の関係機関との連携・協力のもと、総合的な防災体制の充実を図ります。
防災情報を発信します	災害発生のおそれや災害発生時に、災害緊急情報を迅速かつ的確に伝達できるような情報伝達体制の充実を図ります。
地域防災力の充実を図ります	自主防災組織を結成し、住民相互の協力体制を整え、地域が主体となった身近な防災体制の充実を図ります。
雨水対策を進めます	ゲリラ豪雨による浸水被害が発生していることから、浸水被害のおそれのある箇所の河川及び排水路整備を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
自主防災訓練回数	14 回／年	24 回／年

〈まちづくりの基本目標 3〉

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

〈目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」〉

- いつまでも元気に暮らせるよう、健康について、自分で考え、行動できる市民が増えています。
- 夜中や休日に病気やけがをした時、いつでもすぐに治療できる病院が近くにあり、小さい子どもを持つお母さんやお年寄りも安心して暮らしています。
- お母さんの急な用事や子どもが病気の時でも、地域で子どもを見守り、育てる環境が整っているため、お母さんは安心して仕事や子育てができます。
- お年寄りや障害のある人が、地域の人に支えられながら、自分らしく、元気に、生き生きと暮らしています。
- 年齢や性別、障害の有無に関係なく、お互いを認め合い、支え合いながら、それぞれが地域の主役となって活躍しています。

〈現状と課題〉

- 高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがんや生活習慣病²⁶の割合が増加しています。生活習慣病が重症化する前に予防するには、発症前の段階での改善が重要であることから、市民の生活習慣の改善を支援する必要があります。このため、健康づくりに関する様々な情報を市民に分かりやすく伝え、周知を図ることが求められています。
- 高齢化や疾病構造の変化に対応するため、医療技術の高度化・専門化が進み、健康管理から初期医療、リハビリテーションに至るまで、患者のニーズが多様化しています。このため、いつでも・どこでも安心して医療を受けることができる救急医療体制の充実が求められています。
- 子どもを安心して産み育てることができるよう、母子の健康管理や相談指導、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種取組を展開しています。また、潜在的保育ニーズに対応するために、保育供給量の拡充を図るとともに、病後児保育、延長保育の充実など、多様化する保育ニーズに応じた取組、子育てに関する相談体制強化、支援策が必要です。
- 鳥栖市の高齢化率は、平成27年4月1日現在で22.0%と、全国平均(26.4%)、佐賀県平均(27.4%)を下回っている状況ですが、今後、団塊世代が高齢となり介護が必要な方が増えてくる中、高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らしていくような環境づくりが求められています。そのためには、地域全体でサポートする体制が必要であり、様々な問題に対応できる相談・支援体制を強化していくことが重要です。
- 平成27年3月、第4期鳥栖市障害福祉計画を策定し、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を發揮できるまちを目指すこととしていますが、ノーマライゼーション²⁷の社会共通の理念が浸透しつつある中、いまだに様々な場面での障壁が見られます。このため、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害のある人の地域生活を地域全体で支え、障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。また、障害者差別解消法が平成28年4月から施行されることで、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが行政に義務付けられています。
- 国民健康保険を取り巻く環境は平成30年度からの国民健康保険の都道府県化など近年極めて流動的であり、またその財政運営については、加入者の高齢化、生活習慣病の増加など医療費が膨らみ、年々

厳しいものとなってきています。今後も、国民健康保険制度や介護保険制度の適切な運用を図るため、保険税等の収納率の向上や医療費の適正化等を図ることが必要です。

＜まちづくりの基本目標 3＞

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

- 取組① 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します
- 取組② 安心して医療が受けられる体制を充実させます
- 取組③ 子育て支援を充実させます
- 取組④ 高齢者の自立と社会参加を応援します
- 取組⑤ 障害者の自立と社会参加を応援します
- 取組⑥ 地域福祉を充実させます
- 取組⑦ 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます

²⁶ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣病が、その発症・進行に関与する疾患群。

²⁷ ノーマライゼーション：障害の有無にかかわらず、一緒に助け合いながら暮らしていくことが正常な社会の在り方であるという考え方。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 1 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します＞

【取組担当課】

総合政策課、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、スポーツ振興課、国保年金課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、自分の健康を自分で管理できるように、健康づくりへの意識を高め、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがんや生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病が重症化する前に予防するには、発症の前の段階であるメタボリックシンドローム²⁸の改善が重要であることから、市民の生活習慣の改善を支援します。

いつまでも健康で、充実した生活をおくるために、生涯を通じて、心身ともに健康であることが何よりも大切です。そのためには、市民自らが日頃から積極的に健康づくりに取り組むことが必要です。

すべての市民が自分の健康状態を知り、若いうちから生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを積極的に推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 定期的に健康診査を受けるなど、健康について高い意識を持ち、健康づくりに自ら取り組みます。
- 規則正しい食事、食文化の継承、食や健康に関する知識の習得など、食育²⁹を実践します。

医療機関の役割

- 健康づくりに協力します。

行政の役割

- 健康づくりについての意識啓発を行います。
- 健康づくりを促進する市民ボランティアの育成・支援を行います。

【関連する個別計画】

うららトス21プラン³⁰

²⁸ メタボリックシンドローム：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと

²⁹ 食育：様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

³⁰ うららトス21プラン：鳥栖市の21世紀における健康づくりを推進し、健康なまちづくりを目指す健康増進計画及び食育推進計画。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域における健康づくりを進めます	うららトス21プランに基づいて、関係機関・団体と市民、行政が一緒にになり、市民1人ひとりの健康づくりを進めます。
食育による健康づくりを進めます	食についての様々な体験活動、健康や栄養に関する情報提供等の取組を通じて、食に関する知識を習得し、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間性を育んでいく基礎としての食育を推進します。
若い世代からの生活習慣病予防対策を進めます	生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、健診の受診率向上や個人個人に応じた保健指導を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H25年度）	目標（H32年度）
全死亡に対する早世（65歳未満の死亡）の割合	13.3%	12.6%

※指標の現状値については、現在把握できる最新の数値を記載。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 2 安心して医療が受けられる体制を充実させます＞

【取組担当課】

健康増進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

夜間・休日でも良質で適正な医療サービスが受けられる体制が整っていて、市民は安心して暮らしています。

【取組の方針】

核家族化が進む中、病気や応急手当等で戸惑う家庭の増加、医療機関への依存の高まりなど、医療に対するニーズが増大、多様化しており、いつでも必要な医療サービスが受けられる充実した体制が求められています。

このため、医療機関と連携し、身近な地域で日頃から安心して医療サービスが受けられるとともに、緊急時には適切かつ迅速に高度な医療が提供される体制づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・病気や医療機関に関する知識を高めて、必要に応じて医療機関を受診します。
- ・「かかりつけ医」³¹を持って、健康管理を行います。

医療機関の役割

- ・必要な治療や相談に応じ、地域のその他の医療機関と連携を図ります。

行政の役割

- ・救急医療体制の情報発信を行います。
- ・救急医療に関し、医療機関との連携調整を図ります。

³¹かかりつけ医：患者の身体、健康、その他の状態について最もよく理解している医師。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
救急医療体制の充実を図ります	休日救急医療センター ³² 運営事業により、休日医療の確保を行い、夜間の小児救急医療については、久留米広域小児夜間救急医療支援事業 ³³ に参加します。
地域の医療体制の構築を図ります	市民の身近なところで日常的な保健医療サービスを提供する「かかりつけ医」を中心に、医療連携を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
休日や夜間に受診できる医療機関を知っている親の割合（1 歳 6 か月健診時）	92.9%	100%

³² 休日救急医療センター：休日のけがや病気に対応するため、保健センター西側に設置された医療機関。

³³ 久留米広域小児夜間救急医療支援事業：聖マリア病院（久留米市）内の久留米広域小児救急センターで小児夜間救急の際に、小児科医による診察を受けることができるサービス。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 3 子育て支援を充実させます＞

【取組担当課】

こども育成課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

子育てを支えあい、子どもたちが健やかに成長し、よろび・温かみ・安心感のあるまちを実現しています

【取組の方針】

少子化の進行に加え、核家族化や都市化の進展、女性の社会参加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域における子育て機能が低下しています。

また、子育てに不安を抱え、孤立する親も増えており、子育て家庭に対するよりきめ細やかな対応が求められています。

こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、保育サービスの拡充とともに、子どもたちと子育て家庭への支援を、家庭、地域、事業者、行政等が一体となって取り組んでいきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・子どもがいる、いないにかかわらず、子育てに关心と理解を持ち、家庭や、地域での支援活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・子育てに关心と理解を持ち、子育てと仕事の両立が可能な就業環境を整えます。
- ・ニーズに応じたきめ細やかな支援サービスを提供します。

行政の役割

- ・障害のある、ないにかかわらず、子育てに関する情報の提供と相談体制の充実を図ります。
- ・留守家庭児童を保育・健全育成する場の充実を図ります。
- ・子育てと仕事の両立ができる職場環境が整うよう、事業者への意識付けと理解の促進を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画、うららトス21プラン

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
保育供給量の拡充を図ります	既存保育所の定員増、幼稚園に対する認定こども園への移行勧奨など、潜在的保育ニーズ ³⁴ に対応するために、保育供給量の拡充を図ります。
地域子育て支援拠点事業を進めます	地域子育て支援センターの市内全小学校区での設置を目指し、子育て世帯の不安解消に努めます。
母子の健康管理への支援を行います	妊婦に対し、安心安全な出産の支援に努め、産後は、親が子育てに関する不安や悩みがなく育児ができるように各種教室や相談を実施します。また、子どもが健やかに成長するために、相談、訪問、健診、教室を実施し、個別や集団で保育指導を行います。
留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります	共働きなどによる留守家庭児童を保育・育成する場の充実を図るために、放課後児童クラブの整備や放課後児童健全育成事業者に対する支援を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
地域子育て支援センター利用者数	28,522 人	36,000 人
ファミリー・サポート・センター登録者数	953 人	1,300 人
保育所待機児童数	32 人	0 人
放課後児童クラブ待機児童数	0 人	0 人
3 歳児健診の受診率	95.2%	97%

※放課後児童クラブ待機児童数については、平成 27 年度から待機児童が発生。

³⁴ 潜在的保育ニーズ：現在働いていないが将来就労し、保育所等を利用する意向を示されている方の推計。平成 25 年 12 月時点の調査において、本市には待機児童、入所待ち児童を含めて 500 人程度の保育供給量が不足していると推計されています。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 4 高齢者の自立と社会参加を応援します＞

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

高齢者自らが、要支援・要介護状態にならないよう予防に努めながら社会参加することで、生きがいを持って、その人らしく暮らしています。

【取組の方針】

高齢化社会や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域において介護を必要とする高齢者が増えている中、これらの方々を支え合う体制の整備が望まれています。

今後、団塊世代が高齢となり、介護が必要な方が増えてくることが予想されます。高齢者福祉サービスの担い手である若い世代は、相対的にも数が減少することから、元気な高齢者がサービスの担い手になっていく必要があります。

こうした中、高齢者がいつまでも介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して自立して暮らせるよう、介護予防を推進し、生きがいづくりや社会参加を支援します。

また、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、介護支援の充実を図るとともに、地域で高齢者を見守り、支える体制の整備に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日常生活の中で、高齢者が自立の気持ちを持って、自ら介護予防や生きがいづくりに励みます。
- ・家庭や地域において、高齢者を温かく見守って、高齢者の自立した生活を支えます。

事業者の役割

- ・高齢者を支える活動を行います。

行政の役割

- ・介護予防に関するサービスと情報発信に努めます。
- ・高齢者の生きがいづくりの機会を提供します。
- ・高齢者を支援する地域やボランティア、NPO等の活動を促進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市高齢者福祉計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
介護予防を進めます	住み慣れた地域において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持・増進を支援します。
介護支援の充実を図ります	在宅介護が継続的にできるよう、介護者の精神的・肉体的・経済的負担を軽減するため、介護用品の支給、介護教室や、家族介護に携わる人への相談・指導を実施します。
高齢者の地域における生活支援体制の充実を図ります	地域包括支援センター ³⁵ を高齢者支援の中核とし、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域生活支援体制を充実させます。また、支援の必要な独居高齢者や認知症高齢者などを地域で見守る体制の充実を図ります。
高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援を行います	地域での敬老行事やシルバー人材センター ³⁶ 、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者のボランティア活動など、高齢者の社会参加を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
要支援・要介護認定者の割合	17.67%	17.60%
ネットワーク協力者 ³⁷ 数	1,001 人	1,100 人

³⁵ 地域包括支援センター：地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう中核機関として包括的ケアを行う機関。

³⁶ シルバー人材センター：高齢者が身についた技能、技術、経験を生かし、働くことを通して人との触れ合いや生きがいを高めるために、会員組織として運営している機関。

³⁷ ネットワーク協力者：要援護者に対して見守りや声かけなど協力していただく市民のこと。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 5 障害者の自立と社会参加を応援します＞

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

障害のある人が住み慣れた地域で社会参加しながら、自立した生活をおくっています。また、福祉施設（入所）や病院（入院）から地域に生活の場を移し、地域で生活を営んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障害のある人が増加するとともに、障害の重度・重複化の傾向が強まっています。

一方で、ノーマライゼーションの理念は浸透しつつあるが、障害のある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活をおくることができる社会の実現が求められています。

こうした中、「障害者総合支援法³⁸」の施行による就労支援や地域生活への移行の促進の強化を受け、これまで以上に障害のある人の社会参加や就労の環境の充実を図ることが重要になっています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスを充実し、地域における受け入れ環境の整備など、障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図りながら、障害のある人の地域生活を地域全体で支え、充実した保健・医療サービスの提供に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・ノーマライゼーションの理念を理解し、障害のある人の自立した生活を支えます。

事業者の役割

- ・障害者雇用の理解を深め、障害のある人の適性に応じた雇用に努めます。

行政の役割

- ・障害への理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・障害のある人とないとの交流の機会を設けます。
- ・福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援ができる相談支援窓口の拡充を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市障害者福祉計画、鳥栖市障害福祉計画

³⁸障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成25年4月1日施行）

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
社会参加・就労の支援を行います	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツや文化芸術活動等への参加を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。また、一般就労を希望する障害のある人に対する支援を促進します。
障害のある人の自立支援を充実させます	障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、介護や機能訓練など、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、日常生活に必要な用具の給付や居住施設の整備促進など生活支援の充実を図ります。 また、障害のある子どもの早期発見に努め、早期療育の充実を図ります。
障害のある人が地域生活に定着できるように支援体制の充実を図ります	障害のある人が地域で安心して生活していくために、生活上の様々な相談が身近で気軽にできる相談支援体制の強化を図ります。また、障害があってもなくてもお互いに尊重され、支え合うために、様々な機会を通じて障害に対する理解促進に努めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
相談支援事業年間利用者数	253 人	310 人

障害の「害」の表記について：障害の「害」という漢字表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。現在鳥栖市でも、一部で「障がい」と交ぜ書きしているものもありますが、国の障がい者制度改革推進会議では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解が示されています。（平成22年11月22日）このため、この計画では「障害」と表記しています。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 6 地域福祉を充実させます＞

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の多くが地域の福祉活動に参加して、地域で助け合って安心して暮らしています。

【取組の方針】

高齢化の進展やノーマライゼーションの考え方の広がり、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりの事情に応じたきめ細やかな対応が求められるなど、福祉に対するニーズも多様化しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう行政だけでなく、家庭や地域などが協力して支援する仕組みづくりや意識啓発を図り、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・支援を必要とする人を地域で支え合います。
- ・地域の福祉活動などに積極的に参加します。

事業者の役割

- ・地域での世代間交流を積極的に支援します。

行政の役割

- ・地域福祉計画に基づき、市民と協働して支え合うための仕組みづくりに取り組みます。
- ・ボランティア活動への参加の啓発、団体への支援と講習会などによる人材育成を行います。
- ・地域福祉活動にかかる団体やボランティア・NPOなど、各団体間の情報交換や連携を支援します。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画³⁹

³⁹ 地域福祉計画・地域福祉活動計画：福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉を総合的に推進するための方策を定めた計画。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域福祉活動を進めます	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、民生委員・児童委員 ⁴⁰ や福祉団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスを提供します。
ボランティア活動の推進及び体制の強化を図ります	総合的な福祉活動の普及のため、福祉ボランティアの人材を育成し、活動を推進することで、福祉サービス提供の担い手を育成します。
避難行動要支援者への対策を図ります	地震や風水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を支援するための対策を講じます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
福祉ボランティア登録者数	1,920 人	2,620 人

⁴⁰ 民生委員・児童委員：各地区に配置された民生委員は、住民からの福祉の相談に応じ、必要な援助を行ったり、福祉、保健のサービスを利用したい方と行政との橋渡しを行ったりしている。また、子供の不登校や育児などの相談に応じる児童委員も兼ねている。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 7 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます＞

【取組担当課】

社会福祉課、健康増進課、税務課、国保年金課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が健康で安心して自立した生活がおくことができるよう、必要な社会保障制度⁴¹が整っています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展や厳しい経済状況により、社会保障の給付が増大し、給付を受ける者と負担する者との間で不公平感が増しており、特に若い世代では、社会保障制度の維持や将来の負担増に対する懸念が強まっています。

社会保障制度は、社会連帯と相互扶助の考え方に基づき、失業や疾病などから暮らしを守り、だれもが安心して自立した生活をおくることができる制度として、その重要性は高まっています。

このため、市民の健康維持や経済的自立などの市民生活の安定に向けて適正な制度の運用に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・社会連帯の理念の下、国民健康保険制度や介護保険制度を理解し、みんなで支え合います。
- ・自立への意識を持ち、自ら進んで就労等の行動を起します。

事業者の役割

- ・医療機関は、患者が受けた診療について、適正な医療費の請求を行います。
- ・介護サービス提供事業者は、社会保障制度に基づき、適切で質の高いサービスを提供します。

行政の役割

- ・国民健康保険制度の理解を促すとともに、制度の適正な運営を図ります。
- ・介護保険事業者選定に当たっては十分な審査を行い、公正・中立な立場で定期的に事業者監査を実施します。
- ・すべての市民が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう支援を行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市特定健康診査等実施計画

⁴¹ 社会保障制度：健康保険、年金、介護保険、生活保護など。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国民健康保険の充実を図ります	国民健康保険制度の理解と意識啓発に努め、被保険者の健康づくり活動、健康の保持推進を図ります。
保険税の収納率向上を図ります	市民にとって重要な医療保健制度である国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上を図ります。
後期高齢者医療に係る広域連合との連携を図ります	75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の後期高齢者が適切な医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合と連携して、後期高齢者医療に取り組みます。
医療費の適正化を図ります	糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた特定健康診査 ⁴² 及び当該健診結果に基づく特定保健指導 ⁴³ 等を実施することで、医療費の適正化を図ります。
介護保険サービスの充実を図ります	鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、介護サービスの量及び質の確保を図るなど、基盤整備を推進します。
介護保険サービス体制の強化を図ります	保健・医療・福祉等の関係者・関係機関が一体となった総合的・包括的な在宅支援サービスを提供するための体制の充実を図ります。
生活保護の適正実施と自立支援を進めます	保護要因の的確な把握、訪問活動による実態調査等により、保護の適正な実施を行うとともに、被保護者に対して、自立・就労支援メニューを提供します。
国民年金への対応を図ります	市民の年金受給権の安定に向け適切な対応を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
国民健康保険税の収納率（現年分）	91.5%	94.5%
特定健康診査受診率	37.6%	60%
国民年金相談件数	9,833件	10,100件

⁴² 特定健康診査：40歳～74歳までの医療保険加入者を対象にした健康診断。

⁴³ 特定保健指導：特定健康診査受診者の内で、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群に対して行う生活習慣病予防のための保健指導。

〈まちづくりの基本目標 4〉

学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち

〈目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」〉

- 子どもたちが笑顔で、楽しく学校に通い、教室では友達や先生と仲良く学校生活を過ごしています。
- たくましく生きる力を育むため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担しながら、子どもたちを見守っています。
- 誰もが生きがいを持ち、自己実現できるような様々な学習機会・情報を提供するとともに、学習活動を支援できる指導者、ボランティア団体などが育っています。
- 市民が質の高い芸術・文化に触れ、親しんでいます。
- 先祖から受け継いだ伝統文化・芸能や文化財を郷土の誇りとして発信し、子どもたちに伝えています。
- サガン鳥栖や久光製薬スプリングスをたくさんの中学生が応援し、鳥栖をホームタウンとするプロスポーツチームがあることを誇りに思っています。
- 男女一人ひとりに「男女共同参画意識」が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわりなく自分らしく生きています。
- 市民と外国人との様々な交流をとおして、異文化への理解を深め、尊重し合いながら、豊かに暮らしています。

〈現状と課題〉

- 小中学校では、教科「日本語」を核とした小中一貫教育や体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など、確かな学力を育む、特色ある学校づくりを進めています。「いのち」の尊さや思いやりの心など、豊かな心を育む教育を進める一方で、いじめ、不登校等への迅速な対応が求められています。このため、確かな学力と豊かな心を併せ持つ児童・生徒を育むため、家庭、学校、地域が連携しながら、児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校施設の整備・充実を図りながら、特色ある学校づくりを進める必要があります。
- 家庭や地域の教育力が低下しており、子どもたちの心の居場所が失われ、青少年の問題行動が低年齢化、深刻化しています。子どもは地域の宝であり、その宝を大切に守り、育てていくためには、家庭、学校、地域及び関係機関が連携した取組が必要です。
- 生きがいづくり、自己実現の一環としての生涯学習に対するニーズが拡大しています。鳥栖市では、公民館の機能を引き継いだ地区まちづくり推進センター等を中心に、様々な講座や教室が開催されています。今後も、多様化する住民ニーズを踏まえ、各種講座等の充実を図る必要があります。
- 芸術性に優れた文化芸術は、我々の心に感動とやすらぎを与え、明日への活力となります。市民主体による文化芸術活動を支援し、本物の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 鳥栖市の史跡や伝統文化をはじめとする文化財は、市民に十分に啓発・普及がなされているとは言えない現状です。市民が郷土に誇りを持ち、地域文化の形成に進んで参加する、活気あふれた個性豊かなまちづくりに役立てるよう、これらを保護するとともに、積極的な活用を図ります。
- 今日、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成などスポーツ活動の果たす役割がますます増大しており、健康的で文化的な生活をおくるために、スポーツに親しみ、継続的に運動することが必要です。また、屋内温水プールをはじめとして、市民が気軽に安心してスポーツ活動に親しめる施設整備を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「フィッ鳥栖⁴⁴」の活動を支援しながら、「自らがする（参加する）スポーツ」として、市民が気軽にスポーツを楽しむ機会を増やしていく必要があります。今後も、「見るスポーツ」「支えるスポーツ」として、サガン鳥栖や久光製薬スプリングスを市民みんなで盛り上げ、応援していくことで、鳥栖市のスポーツ文化の発展につなげます。
- 同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障害のある人や外国人に対する差別など、今なお人権に関する問題が依然として存在する。また、市内に在住する外国人の増加により、多文化共生社会の構築が課題となっています。

る諸問題が存在しています。かけがえのない「いのち、人格」を守るため、あらゆる差別の根絶に努めます。

○地域社会には、「男性だから・女性だから」という性別役割分担意識等が根強く残っており、そのために生きづらさを感じている人も少なくありません。このことから、固定的な男女の役割にとらわれることのない、男女平等意識が高いまちの実現を進めていく必要があります。

○外国人の多くは言葉や生活習慣、文化の違いなどにより、生活に不便を感じることが多いことから、外国人が安心して生活できる環境を整え、外国人と市民が相互に理解し合い、地域の一員として幸せに暮らせる多文化共生⁴⁵のまちづくりを進めていく必要があります。

＜まちづくりの基本目標 4＞

学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち

- 取組① 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます
- 取組② 青少年を心豊かに育みます
- 取組③ 生涯学習の機会を充実させます
- 取組④ 文化芸術に親しめる環境をつくります
- 取組⑤ 伝統文化を保存・活用・継承します
- 取組⑥ スポーツに親しめる環境をつくります
- 取組⑦ 人権が尊重される社会をつくります
- 取組⑧ 男女共同参画の社会をつくります
- 取組⑨ 国際化への対応を図ります

⁴⁴ フィッ鳥栖：平成22年3月、鳥栖市で始めて設立された総合型地域スポーツクラブ。地域住民が、年齢や体力、興味関心等に応じて自分の好きな時に、いつでも、どこでも、だれとでも、スポーツ等に親しむことのできる地域住民主体のスポーツクラブ。

⁴⁵ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 1 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます＞

【取組担当課】

教育総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

子どもたちが、明るく豊かな心で、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいます。

【取組の方針】

近年、家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校教育に対しても、新たな取組が求められています。

学校教育は、生涯にわたる学習活動の基礎であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び考える力の育成やたくましく生きていくための健康や体力、強くやさしい心を育むことが重要です。

学校現場では、少人数指導などきめ細やかな指導の充実を図るための教員の配置や教職員の研修の充実、体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など、確かな学力を育む特色ある学校づくりを進めています。

「いのち」の尊さや思いやりの心など、豊かな心を育む教育を進めていますが、一方で、児童・生徒の非行、いじめ、不登校への対応も求められています。

このため、学力の向上はもとより、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力を身につけるために、教科「日本語」を核とした小中一貫教育に取り組むなど、子どもの教育環境の向上を図り、一人ひとりの可能性を引き出す教育を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・学校と協力・連携しながら、子どもたちの教育を行います。
- ・早寝早起き朝ごはんなど、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけさせます。
- ・社会全体で子どもたちを見守り、育てます。

行政の役割

- ・確かな基礎学力を定着させるとともに、郷土を愛し、高い規範意識と倫理観を備えた心の教育を行います。
- ・子どもたちの学習に対する興味・関心を高め、学ぶ意欲を育てます。
- ・家庭・地域と連携し、主体的に創意工夫して教育活動を行います。
- ・地域に開かれた学校運営を行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市小中一貫教育基本計画、鳥栖市日本語教育基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
特色ある学校づくりを進めます	各学校の創意工夫を活かした、特色ある、開かれた学校づくりを推進します。
豊かな心、健全な体を育む教育の充実を図ります	「いのち」を尊重する心、思いやりの心、美しいものや自然に感動する心、倫理観や正義感など豊かな人間性の育成を目指し、奉仕活動や自然体験活動を通して豊かな心、健全な体を育む「心の教育」を推進します。
安全・安心な教育環境づくりを進めます	児童・生徒数に応じた、快適な学校施設の計画的な整備を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
コミュニティ・スクール ⁴⁶ の取組学校	0 校	2 校

⁴⁷ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんと一緒に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 2 青少年を心豊かに育みます＞

【取組担当課】

市民協働推進課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

家庭・学校・地域の連携によって、子どもたちが健やかに暮らしています。

【取組の方針】

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自覚を持つことや他人を思いやる心を身につけながら成長できる環境を地域全体で作っていくことが求められています。近年、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの“心の居場所”が失われ、青少年の問題行動が低年齢化、深刻化しています。青少年の健全育成は学校と家庭、地域がそれぞれの役割を再確認し、連携を深めることが今後ますます重要になります。

そのために、学校と家庭、地域が協力し、社会全体で青少年を育てるという意識を醸成し、豊かな心とたくましさを育む様々な体験活動を促進するなど、青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・青少年育成に関心を持ち、自ら青少年育成活動に取り組みます。

事業者の役割

- ・市民の多様な青少年活動を支援します。

行政の役割

- ・地域の人が子どもたちに関心を持ち、社会全体で見守り、育てる仕組みづくりを行います。
- ・家庭や地域、事業者がそれぞれの役割を果たせるよう連携を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
家庭・学校・地域・行政が連携した取組を進めます	地域ぐるみで子どもたちを育て、見守る取組と家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を明確にし、地域全体で教育力の向上を図ります。
青少年の健全育成を図ります	地域の参画のもと、すべての子どもたちの居場所をつくります。また、様々な体験を通じて青少年の健全育成を図ります。
体験活動の取組を進めます	地域や企業と連携しながら、自然の中で体験活動を行うことで、たくましさと連帯感を育む取組を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
一体型放課後子ども教室 ⁴⁸ 校	〇 校	8 校
放課後子ども教室の参加子ども数	8,401 人	9,400 人

⁴⁸ 一体型放課後子ども教室：全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で放課後児童クラブとともに事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が活動プログラムに参加できる放課後子ども教室

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 3 生涯学習の機会を充実させます＞

【取組担当課】

市民協働推進課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が年齢や目的に応じて、身近なところで必要な知識や技術を学ぶ機会に参加でき、学んだことを実生活で活かして、生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

情報化の進展、生活水準の向上や余暇時間の増大といった社会変化と合わせ、知識の向上や生きがいづくり、自己実現やライフワークの一環としての生涯学習に対するニーズが拡大しています。鳥栖市では、公民館の機能を引き継いだ地区まちづくり推進センター等を拠点に、様々な生涯学習活動を展開していますが、多様化する市民ニーズを踏まえた学習機会の充実を図るためにには、地域や団体と一体となって取り組むことが必要です。

このため、あらゆる年齢層の市民の主体的な生涯学習活動を促進する仕組みづくりに取り組んでいきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・生きがいづくりや自己実現のため、自ら学習活動に取り組みます。
- ・学習の成果を、社会や地域に還元するように努めます。
- ・図書館、まちづくり推進センターを積極的に利用します。

事業者の役割

- ・市民の多様な青少年活動を支援します。

行政の役割

- ・より多くの市民に使いやすいまちづくり推進センター、図書館となるよう管理・運営を行います。
- ・生涯学習に関する情報を収集し、広く発信します。
- ・専門性と熱意を持った職員を配置して、まちづくり推進センター活動を活性化します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
学習機会の充実を図ります	多様化する市民の学習ニーズに必要な情報の収集と発信を行い、市民の学習活動を支援するとともに、生涯学習の拠点としての地区まちづくり推進センター、勤労青少年ホーム等の施設を活用し、学習機会の充実を図ります。
社会教育活動の支援と指導者の養成を行います	市民の社会教育活動を支援するため、活動の場を提供し、指導者及び協力者の確保・育成を行います。
図書館の機能充実を図ります	「知」への入口としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする情報の提供、発信を行います。また、魅力ある図書館主催事業を実施することで来館を促し、利用者数の増加を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
生涯学習講座参加者数	11,167 人	15,100 人
図書館主催事業	9 事業	10 事業
図書館資料貸出利用者数	123,175 人	140,000 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 4 文化芸術に親しめる環境をつくります＞

【取組担当課】

文化芸術振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、日常的に文化芸術活動に接しており、心豊かに暮らしています。

【取組の方針】

近年、ゆとりや心の豊かさ、生きがいを重視する傾向が強まるにつれ、市民が文化に触れたり、自ら文化活動に参加しようとしたりする意識が高まっています。

文化が薫り、市民が誇ることができる鳥栖を築いていくためには、個性的な市民文化を創造することが重要になります。

そこで、各種の文化団体活動の活性化を図るとともに、魅力あるクリエーター やアーティストを招へいした演奏会、ワークショップなどの体験型の事業、アウトリーチ（訪問演奏等）事業に取り組むことで、市民の文化力を向上させ、市民自らが気軽に文化や芸術に「見て、触れて、参加し、楽しむ」ことのできる環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・文化芸術活動を日常的に親しんでいます。

事業者の役割

- ・文化芸術活動を支援します。

行政の役割

- ・文化団体や人材の育成を行います。
- ・市民が文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・文化施設の適切な管理を行います。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多彩な文化事業の展開を図ります	本物の文化・芸術に触れる機会を提供するため、優れた文化芸術の招致やセミナー、アウトリーチ（訪問演奏等）事業等を実施します。
市民文化活動を振興し、文化芸術を担う団体・人材の育成を行います	文化芸術活動の次代を担う団体及び人材の発掘・育成を図るため、文化連盟・文化事業協会、各種実行委員会等と連携し、コンクールや展示会など、発表の機会や場を確保することで、資質・技術の向上を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
文化事業入場・参加者数	27,818 人	30,000 人
アウトリーチ実施回数	31 回	35 回
市民文化祭入場・参加者数	18,075 人	22,000 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 5 伝統文化を保存・活用・継承します＞

【取組担当課】

生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

文化財が適切に保存・活用されており、市民が地域の歴史や伝統文化を誇りとし、愛着を持って守り、伝えています。

【取組の方針】

鳥栖市には、史跡や伝統芸能をはじめ貴重な文化財が数多くあります。しかし、それらの多くが、市民や市外の人々にあまり知られておらず、観光や郷土の歴史を知る機会に活かされていません。このため、文化財を保護するとともに、積極的に活用して、市民が歴史や文化に触れ、身近に感じる機会を充実させながら、市民共有の財産としての文化財を確実に次の世代へ継承していくための取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・文化財や伝統芸能に関心を持ち、保存・活用・継承の活動に参加しています。

事業者の役割

- ・伝統芸能の継承や文化財の保存に協力します。

行政の役割

- ・文化財の調査・指定・保護に加え、積極的な活用を推進します。
- ・伝統文化の継承や保存の取組への支援を行います。

【関連する個別計画】

史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画、史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
文化財の保護を図ります	文化財を保護し、次の世代へ継承していくとともに、祭りや伝統行事、獅子舞などの民俗芸能の保存伝承に対する支援を行います。
文化財の積極的な活用を図ります	市所蔵の文化財資料の公開、史跡等の見学会や講座等の開催並びに積極的な情報発信による周知を通じて、市民が文化財に触れる機会を提供します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
展示会・見学会・講座等の参加者数（延べ）	3,668 人	5,000 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 6 スポーツに親しめる環境をつくります＞

【取組担当課】

スポーツ振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が身近なところで気軽にスポーツに親しみ、健康的な生活をおくっています。

このまちにプロスポーツチームがあること、ホームタウンであることの喜びを実感しながら、自慢のスタジアムでサガン鳥栖に声援をおくっています。

【取組の方針】

今日、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。

鳥栖市では、平成3年に「スポーツ都市宣言」を行い、スポーツ施設の整備・充実を図りながら、鳥栖市体育協会等と連携し、ニュースポーツの普及や競技スポーツの競技力向上を図るなど、市民が地域において、いつでも気軽にスポーツに親しめる機会を増やしてきました。

自ら汗を流しプレーを「する・楽しむ」スポーツのほか、プロをはじめトップアスリートの技・プレーを直接見て楽しむ「見る」スポーツや、市民をはじめ企業や行政で「支える」スポーツなど、スポーツの楽しみ方も様々です。

子どもたちに夢と希望を与え、地域を元気にしてくれる鳥栖市をホームタウンとするサガン鳥栖や久光製薬スプリングスのプロスポーツをはじめ、子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを通して、健康な心と体で、笑顔あふれる明るいまちづくりの取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・スポーツに関心を持ち、自らスポーツに親します。
- ・地域で開催されるスポーツ行事に積極的に参加します。
- ・地域のシンボルであるサガン鳥栖や久光製薬スプリングスを応援します。

事業者の役割

- ・施設運営やスポーツ行事の企画を通じて、市民のスポーツ活動を支援します。
- ・企業単位で、サガン鳥栖、久光製薬スプリングスを応援します。

行政の役割

- ・スポーツ指導者を育成し、資質の向上を図ります。
- ・スポーツに親しむ機会や情報の提供を行います。
- ・競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図ります。
- ・ホームタウンとしてサガン鳥栖、久光製薬スプリングスを応援します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会の充実を図ります	だれもが気軽にできるニュースポーツなど、生涯スポーツの普及に努め、市民の健康・体力づくりを行うとともに、各種スポーツ大会、教室の開催や地域でスポーツに親しむ環境づくりを促進し、九州・全国規模のスポーツ競技大会の開催、各種大会への派遣・誘致などを行うことで競技力の向上を図ります。 また、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチームをスポーツ文化の象徴としてとらえ、市民・企業・団体・行政が、それぞれの立場で応援し、支えます。
スポーツ施設の整備・利用促進を図ります	施設の安全性、利便性、機能性の向上を図り、屋内温水プールをはじめとして、市民が気軽に安心してスポーツ活動に親しめる施設整備を行います。
スポーツ団体・指導者の育成を行います	年齢や体力に応じて、適正な指導ができる指導者が必要であることから、鳥栖市体育協会や鳥栖市スポーツ推進委員協議会と連携した指導者の養成・確保を行います。 また、鳥栖市におけるスポーツ振興の一翼を担うフィッ鳥栖の活動を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市有体育施設利用者数	627,181 人	650,000 人
市民スポーツセミナー (指導者向け) 参加者数	25 人	50 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 7 人権が尊重される社会をつくります＞

【取組担当課】

社会福祉課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が人権について正しく理解し、お互いの人権を侵害することなく、尊重し合いながら暮らしています。

【取組の方針】

だれもが人間らしく生きていくためには、一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会をつくることが必要です。

憲法では基本的人権の尊重が定められていますが、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障害のある人への差別など、今なお多くの人権に関する諸問題があります。

鳥栖市においては、人権擁護委員との連携を図りつつ、人権に対する市民意識の高揚を図るため、人権啓発講演会や各種講座の開催に取り組んでいます。

学校においては、教職員への研修等による指導力の向上を通じ、児童・生徒に対する人権・同和教育の充実を図っています。

差別や偏見のない社会を実現していくため、市民と行政が一体となって、人権尊重の精神を育む教育を推進していきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・人権に関する理解を深め、自らが人権社会を形成する一員として適切に行動します。
- ・家庭で人権について話す機会を設けます。

事業者の役割

- ・人権に関する理解を深め、職場環境を整えます。

行政の役割

- ・学校、職場や地域での人権教育を推進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
人権に関する啓発・教育を行います	市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解、認識し、人権に対する意識の高揚を図るため、講演会、研修会を開催し、広報・啓発の充実を図ります。
学校における人権教育を行います	教職員が研修や研究活動を通じて、人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図れるよう学校における人権教育を推進し、子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けさせます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
人権問題に関する学習会や研修会の参加者数	1,684 人	2,000 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 8 男女共同参画の社会をつくります＞

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め合い、お互いの個性を尊重した個人が生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

鳥栖市では、平成25年に、今後10年間の「人権の尊重と男女の自立」を目標とした第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画を策定し、男女共同参画社会⁴⁹を目指す取り組みを行ってきました。

しかし、男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、「男・女とはこういうもの」という性によって男女の役割や生き方を分ける固定的な役割分担意識は依然として根強く残り、制度や慣行の中には、解決しなければならない課題が今なお存在しています。

男女の人権を尊重する学習や教育を推進し、政策・方針決定の場への女性の参画を拡大する取組を進めるとともに、あらゆる場面において、男女がその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め、尊重する人権意識を高め、あらゆる分野に積極的に参画します。

事業者の役割

- 多様な働き方が実現できるワーク・ライフ・バランス⁵⁰への取組を進めます。

行政の役割

- 市民や事業所と協働して男女平等感の高い社会の実現に取り組みます。

【関連する個別計画】

鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画

⁴⁹ 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を受けるとともに、責任を負う社会のこと。

⁵⁰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
男女共同参画の意識を育て、豊かで多様な生き方を支える取組を進めます	<p>男性だから・女性だからという理由で、それぞれの可能性を閉じ込めることなく、夢や希望に向かって一人ひとり選択した生き方を尊重し合う取組を進めます。</p> <p>また、これまでの働き方が見直され、家族の大切さや子育てにかかる喜びを得るなど、男女がともに家庭、仕事、社会活動において調和がとれ、多様な暮らし方ができるワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。</p> <p>さらに、社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取り組みます。</p>
男女がともに歩むまちづくりの取組を進めます	市の政策・方針決定過程や地域などのあらゆる分野の意志決定過程に女性も男性も対等な立場で参画し、新しい視点と様々な立場の意見が反映される取組を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
審議会・委員会等における女性委員の比率	34.7%	40%
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,108 人	1,300 人

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 9 国際化への対応を図ります＞

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による 5 年後（平成 32 年度）の姿】

地域の人々と外国人が触れ合う機会が増え、異なる文化・価値観への相互理解が深まっています。

【取組の方針】

国際化の進展により、多様な文化的背景を持った人々が、異なる文化や価値観を認め合い、尊重し、理解し合いながら交流を深めていくことが大切です。

そのためには、外国人との交流や、国際化に対する学習を通して広い視野を持つ国際性豊かな人づくり、外国人が暮らしやすく訪れやすい開かれた地域づくりなど、国際化への対応を一層深める必要があります。また、日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすいまちづくりを進めいくことが必要です。

海外の国や人との様々な交流を通じ、歴史や文化への理解を深めることにより、自分たちの住む地域の価値や魅力の再認識と郷土を愛する心が育まれるよう、多くの市民が参加できる国際交流・協力活動を促進・支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・国際交流や異文化理解に関する活動へ積極的に参加し、国際化への理解を深めます。

事業者の役割

- ・多言語による情報提供につとめ、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。

行政の役割

- ・様々な国際交流の機会の提供と外国人を取り巻く環境の整備を進めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多文化共生のまちづくりを進めます	外国人住民に対して日常的に必要な情報を提供することができる環境づくりを進めます。また、外国人住民が日本の制度や文化などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援に努めます。国籍を問わず人と人が互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生に関する啓発や学習機会の充実を図ります。さらに、地域住民と外国人住民が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。
国際性を育む地域づくりを進めます	学校教育や生涯学習の場を中心に、外国の文化や民族の多様化を受け入れ、理解を深める様々な活動を推進します。また、自分たちが生活する国、地域の歴史や文化に対する理解を深めることで、豊かな国際感覚を持った人づくりを推進します。さらに、外国人との相互理解を深めるため、身近にふれあい、交流ができる機会を増やすとともに、様々な分野における海外への派遣事業や交流事業、国際協力活動を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
語学ボランティア登録者数	19 人	25 人

〈まちづくりの基本目標 5〉

活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

〈目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」〉

- 生産者は、田んぼや畠で額に汗し、消費者の喜ぶ顔を思い浮かべながら、安全でおいしいものを丹精込めてつくっています。
- 明るく、元気な商店街にはたくさん的人が行き交い、活気にあふれていて、独自の発想やユニークな発想でがんばる商店主がいます。
- 他にはない、鳥栖ならではの新たな分野での産業の集積がまちに活気を与え、豊かな暮らしを支えています。
- 女性や高齢者も、それぞれの能力を発揮しながら、生き生きと働いています。
- 訪れた人が、鳥栖の豊かな自然や歴史、伝統、文化との出会いに感動し、市民の温かい「もてなし」に心を癒され、「また鳥栖に来たい」と思っています。

〈現状と課題〉

- 高齢化の進展や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。こうした中、農林業の持続力・競争力を強化するため、その付加価値を高めていくことが重要になっています。
- 市制施行以来、一貫した企業誘致施策の展開により、多くの企業が市内で操業しており、我々市民の暮らしを支える地域産業の基盤となっています。しかし、今日の企業を取り巻く環境は、産業構造の変化や情報化の進展、規制緩和などにより大きく変化しています。今後も、企業活動が円滑かつ持続的に行えるよう、企業へのフォローアップが必要です。
- 中心商店街においては、ライフスタイルの変化等により、かつてのにぎわいが失われています。商店街は、単なる商品の売り買いだけではなく、消費者と商店主との会話を通した地域における貴重なコミュニケーションの場でもあります。このため、消費者が、地域で安心して商品を購入できる、活気ある商店街とする取組が必要です。
- 大規模集客施設等の観光資源の集客数は伸びても、市内観光地への周遊、中心市街地への誘導が上手く機能していないのが現状です。観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内回遊性を持たせることで、商業活性化へと繋げ、多様な観光資源を持つ近隣自治体との連携を図りながら、交流人口の拡大を図っていく必要があります。
- 女性や高齢者、障害のある人など、働きたいと思う人に対する、多様な雇用機会の創出が求められています。また、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいるため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、雇用の安定を図るなど、安心して快適に働く環境づくりを進めていく必要があります。

＜まちづくりの基本目標 5＞

活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

- 取組① 農林業の振興を図ります
- 取組② 商工業の振興を図ります
- 取組③ 商店街の魅力を向上させます
- 取組④ 観光の振興を図ります
- 取組⑤ 働きやすい環境をつくります
- 取組⑥ 魅力ある新たな産業の集積を目指します

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 1 農林業の振興を図ります＞

【取組担当課】

農林課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

担い手育成や生産活動を支える基盤の整備が進み、豊かな自然環境を活かした、新鮮・安全・安心な農林畜産物がつくられています。

【取組の方針】

鳥栖市は、温暖な気候、豊富な水資源、肥沃な土地など豊かな環境が背景にあるものの、近年は農林作物の価格低迷や従事者の高齢化・後継者不足などにより、農林業を取り巻く経営環境は厳しい状況となっています。

しかし、そうした中に園芸作物の6次産業化⁵¹への取組み、農商工連携による農産物の加工・販売、また地域ブランド作物の生産への取組みなど、新しい経営感覚を持った経営者も増えてきました。

一方で、消費者は食の安全性をめぐる様々な問題から、単に安価なものを追い求めるだけでなく、地産地消⁵²の考え方や、農作業を学び農産物の収穫等に勤しめる農業体験農園など、都市と農村の共生に注目しています。

このため、農林業を取り巻く環境変化を的確につかみ、新しい感覚で経営する担い手の支援を行いながら、持続的・安定的な農林業の振興を目指します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・地元の農林畜産物を購入し、愛着を持って消費しています。
- ・生産者との交流や農地等の資源を保全するための取組に参加しています。

事業者の役割

- ・新鮮、安全、安心な農畜産物を、安定的に供給しています。

行政の役割

- ・担い手や後継者への支援及び集落営農組織⁵³等の法人化を推進します。
- ・地産地消の取組を進めます。
- ・ブランド作物の振興に取り組みます。
- ・農林業が持つ多面的機能を市民へ啓発します。

⁵¹6次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと

⁵²地産地消：地域生産地域消費の略語。その地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

⁵³集落営農組織：集落単位により共同で機械を購入したり、農作業を行ったりする組織。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
農地流動化及び担い手政策を進めます	生産物を安定的に供給するため、営農環境を改善するとともに、農林業用施設の整備や機械の導入、認定農業者 ⁵⁴ 等担い手への農地の集積、集落営農組織等の法人化を推進します。
環境に配慮した資源循環型農林業を進めます	環境に配慮した資源循環型農林業を推進するため、エコファーマー ⁵⁵ の育成、有機栽培、低農薬栽培等を推進します。
地産地消の取組を進めます	新鮮で安全・安心な地場産の農産物の生産及び販売による消費拡大と、生産者と協力し、農業体験や学校給食等を通じ、地産地消を推進します。
農作物のブランド化を図ります	基幹作物である米・麦・大豆に加え、野菜等の産地づくりを進めるとともに、農作物の高品質化等の付加価値により、ブランド化を図ります。
森林活用の取組を進めます	生態系観察、植林、下草刈、枝打ち等、自然に親しみながら体験を通して、山林が持つ多様な公益的機能を維持・向上するための森林保全の取組を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
認定農業者数	70 経営体	70 経営体
農業生産法人数	6 経営体	15 経営体
農地集積率 ⁵⁶	54%	70%

⁵⁴ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。

⁵⁵ エコファーマー：土づくり、減化学農薬の3つの技術に一体的に取り組む農業者の総称。

⁵⁶ 農地集積率：認定農業者と 4ha 以上の農地耕作者の農地の合計面積に対する調整区域内の農地面積の割合。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 2 商工業の振興を図ります＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行っています。

【取組の方針】

鳥栖市は、九州陸上交通の要衝にあり、産業団地を造成し、企業誘致を行ったことにより、内陸工業都市、物流拠点都市として多くの企業が立地しています。しかしながら、立地当時に比べると、道路事情や社会環境の変化などから、企業にとっては様々な問題が生じています。そのため、企業活動が持続的かつ円滑に行えるようワンストップ体制を強化し、企業へのフォローアップを行っていきます。

また、国や県の融資制度の周知、鳥栖市の小口資金融資制度⁵⁷により、中小企業の経営安定化を図るとともに、新たに市内で起業される方々に対する創業支援補助制度⁵⁸により、起業しやすい環境づくりに努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・地場企業が生み出す製品、サービスに愛着と誇りを持っています。
- ・日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をします。

事業者の役割

- ・経営基盤の安定化と強化を図り、地域経済と共に存します。
- ・市民ニーズに応じた商品やサービスを提供します。

行政の役割

- ・企業の円滑かつ持続的な活動を支援するため、ワンストップ体制を強化し、企業フォローアップに努めます。
- ・国や県の制度と融資資金の有効活用や市預託金、小口資金融資制度、創業支援制度の積極的な周知・活用に努めます。

【関連する個別計画】

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）

⁵⁷ 小口資金融資制度：金融機関から直接事業資金の借り入れが困難な中小企業のために、市と金融機関が一定の資金を出し合い融資する制度。

⁵⁸ 創業支援補助制度：佐賀県の創業支援貸付「独立・創業資金」の融資を受けられた方に当該融資にかかる信用保証料の一部を補助する制度。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
経営基盤の強化等への支援を行います	地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、金融機関等との連携による融資制度を充実させるとともに、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。
企業のフォローアップを行います	立地にかかるワンストップ体制の強化や企業との交流会、訪問を通じて、企業活動を側面から支援します。
創業に関する支援を行います	市内で起業しやすい環境をつくるため、創業支援相談窓口の設置やセミナーの開催等により、「しごとづくり」や「地場産業の育成」に取り組みます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
中小企業者への小口融資件数	71 件	100 件
鳥栖ビズ ⁵⁹ 相談件数	—	100 件
企業へのフォローアップ率	—	100%
進出協定件数	190 社	200 社以上

⁵⁹鳥栖ビズ：鳥栖市産業支援相談室の愛称。一般社団法人佐賀県中小企業診断協会と連携して、創業しやすい環境づくりを進め、新たな就業機会の創出を図るため、平成 27 年 9 月 1 日からサンメッセ鳥栖 1F に開設。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 3 商店街の魅力を向上させます＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

商店街は、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活気とにぎわいにあふれています。

【取組の方針】

かつての商店街は、お客様が商店主との会話を通して、温かく活気あふれる雰囲気のなかで、安心して日常の買い物をすることができる、身近で、最もにぎわいのある「人と人とのつながり」の場でした。

しかし、ライフスタイルの多様化などによる、郊外や市外の大型店を利用する消費者の増加、駐車場や後継者不足の問題等により、これまで地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいが失われつつあります。

このため、商店街の商業機能を維持・充実させることが課題となるなど、元気で便利な商店街とするための取組が必要です。

今後は、大型店との共存共栄を図りながら、消費者の多様なニーズに対応できる商品・サービスの提供、また、鳥栖駅周辺整備事業の進捗を踏まえ、にぎわいをもたらす拠点づくりなど、事業主の主体性を尊重した商店街の魅力を向上する取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をしています。

事業者の役割

- ・市民ニーズに応じた商品やサービスを提供しています。

行政の役割

- ・中心市街地の活性化のために地元商店街、商工業団体と行政での協議の場をつくり、その方向性を決定します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
中心商店街の活性化を図ります	中心商店街の活性化について、地元商店街、商工業団体と行政で十分な話し合いを行い、その方向性等を決定していきます。
魅力ある商店街づくりを進めます	商店街の活性化とにぎわいづくりを行うため、事業主自身が主体的に取り組む活動にかかる経費に対する補助など、商店街の実情に応じた支援を行うことで、魅力ある商店街づくりを進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
中心商店街の空店舗比率	13.1%	5%

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 4 観光の振興を図ります＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖市を訪れた人が、歴史、文化、人情に触れ、「来てよかったです」「また来たい」と感じています。

【取組の方針】

鳥栖市には、九千部山をはじめとする九州自然歩道、市民の森、御手洗の滝などの自然環境や勝尾城筑紫氏遺跡、長崎街道などの歴史的文化財や、鳥栖山笠、まつり鳥栖といったイベント、産業観光や農村での体験・交流を楽しむグリーン・ツーリズム⁶⁰などの観光資源が豊富に存在しています。

また、鳥栖プレミアム・アウトレット⁶¹やサガン鳥栖のホームゲームには県内外から多くの人が訪れており、新鳥栖駅が開業してからは広域からの来訪者も増えつつあります。

しかし、各観光資源の集客数は伸びても、市内観光地への周遊、中心市街地への誘導が上手く機能していないのが現状です。観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内の回遊性を持たせることで、商業活性化へつなげ、多様な観光資源をもつ近隣自治体との連携も図りながら、交流人口の拡大を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・鳥栖市を訪れる人に「おもてなし」の心を持って迎えています。
- ・観光の担い手として、市民ガイド等に率先して参加しています。

事業者の役割

- ・観光に対する意識を高め、質の高いサービスを提供します。

行政の役割

- ・市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
- ・鳥栖市を紹介する観光パンフレット等を作成し、観光情報を広く発信します。

⁶⁰ グリーン・ツーリズム：都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動。

⁶¹ 鳥栖プレミアム・アウトレット：弥生が丘地区に平成16年3月に開業した九州最大級のアウトレットモール。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報発信の充実を図ります	多様化する観光ニーズに対応した観光客誘致を促進するため、積極的に観光情報発信を行います。
観光基盤整備を行います	さらなる魅力発信と集客力向上を図るため、必要な観光資源の整備と運営管理を効果的かつ計画的に行います。 また、福岡市、久留米市、小郡市、基山町等近隣都市との観光連携を図ります。
観光イベントの充実を図ります	市民・地域・企業等の関係団体と連携・協力し、市内各地域で開催される「まつり」などのイベントにより、にぎわいと活力の創出を図ります。 市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
「まちなか」を核とした観光・集客の取組を進めます	市内に点在する観光スポットを見てまわる「まち歩き」や滞在を楽しむことができるプログラムを充実させることで、新しい観光の核としての魅力向上を図ります。
観光客の受入体制づくりを行います	鳥栖市を訪れる人が心地よく滞在を楽しみ、リピーターとして再び訪れてもらえるよう、心のこもった、温かい観光客の受入体制づくりを行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
観光施設・イベント等の集客数	1,187,911 人	6,800,000 人

※平成 27 年度から観光地点に鳥栖プレミアム・アウトレットとサガン鳥栖来場分を含めることとなったため、目標値が大きくなっている。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 5 働きやすい環境をつくります＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による 5 年後（平成 32 年度）の姿】

求職者の雇用が確保され、市民がそれぞれの能力を発揮しながら生き生きと働いています。

【取組の方針】

総務省によると、平成 27 年 3 月の完全失業率は 3.4% で、前年比マイナス 0.2 ポイントとなっています。また、求人倍率については平成 27 年 3 月現在、全国 1.15、佐賀県 0.88、ハローワーク鳥栖では 1.15 となっていますが、求職者と事業者との間で求める職種が異なる等の雇用のミスマッチが散見されています。

産業構造が大きく変化する中、労働者の就業意識も組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様化してきています。

とりわけ、少子化が進む中、女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進んでいく過程で、多様な雇用機会が求められており、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいます。

このため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、関係団体との連携のもと、雇用の安定を図るなど、安心して快適に働く環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組んでいます。

事業者の役割

- ・求人情報を的確に提供し、就業の場を確保します。

行政の役割

- ・工業団地の整備や事務職系の企業誘致を推進するとともに、多様な働き方による市民の雇用創出を図ります。
- ・国や県の機関と連携し、就業支援や職業訓練制度の情報を提供します。
- ・安心して働く労働環境整備のため、勤労者の融資制度等の充実に努めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多様な就業機会の確保に努めます	新規学卒者をはじめとする若年層やU・Jターン希望者の市内就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図ります。また、短時間就労を希望する女性求職者や定年退職後の求職者に対して、就業相談を通じ就職を促進します。
企業立地の取組を進めます	企業立地奨励制度 ⁶² に基づく財政的な支援等を行い、多様な就業の場を確保します。
勤労者福祉の充実を図ります	勤労者の生活資金の融資制度等の充実を図り、安心して働く労働環境づくりに努めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
立地企業の新規雇用者数	一	1,015 人増
勤労者福利厚生資金及び 労働金庫融資実績	385 件 2,385,932 千円	500 件 3,600,000 千円

⁶² 企業立地奨励制度：誘致企業等への優遇措置として設けた奨励金制度。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 6 魅力ある新たな産業の集積を目指します＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

新産業分野や、新たな付加価値産業の集積により、研究機関で働く研究者や関連産業の集積など、活力あるまちになっています。

【取組の方針】

消費者ニーズの多様化や高度情報化の進展とともに、市場開放や規制緩和などによる国際的な競争時代を迎え、鳥栖市の経済活力を高めるためには、新たな成長分野産業を創造することが求められています。

鳥栖市では、平成26年4月に企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）を変更し、自動車関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品等健康関連産業、新エネルギー関連等先端産業、食品関連産業、物流通関連産業、ＩＣＴ関連産業の7業種の集積を図ることとしています。

また、最先端研究機関である産業技術総合研究所九州センター⁶³ や佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター⁶⁴ と連携し、上記産業の集積、事業の高度化を目指すとともに、地域産業との連携も図ります。さらには、新産業集積の受け皿として、新たな産業団地の開発を行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日頃から、様々な産業に興味、関心を持ち、事業活動を理解し、協力します。

事業者の役割

- ・技術を高度化し、人材を育成します。

行政の役割

- ・新たな産業団地を整備し、新産業の集積を図ります。
- ・付加価値の高い製品の開発や事業展開を促進するため、企業と研究機関、大学等との連携を図ります。

【関連する個別計画】

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）

⁶³ 産業技術総合研究所九州センター：九州地域における工業技術系の唯一の独立法人として、地域の研究開発を先導するとともに、炭素やセラミックなどをベースにした先進複合材料分野での中核的研究機関。

⁶⁴ 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター：シンクロトロン光の産業利用を目指した応用研究を中心にとらえて、その成果を新しい産業の創造や地域産業の高度化に活かすことを目的に、佐賀県が設置した地方自治体では初めての研究施設。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
新産業の集積を図ります	新たな産業団地を開発し、新分野・新産業の集積を図ります。
付加価値の高い産業の創出を図ります	高度で専門的知識や技術を有する産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センター等との連携を強化するとともに、技術の高度化や研究開発を加速化し、付加価値の高い産業創出を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
製造品出荷額等 ⁶⁵	3,381 億円	3,930 億円

⁶⁵ 製造品出荷額等：1年間における製造品出荷額、加工販収入額、その他収入額及び製造工程からでたくす及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。

〈まちづくりの基本目標 6〉

市民の視点に立った行政運営を行うまち

〈目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」〉

- 市民・市民活動団体⁶⁶・企業・行政がそれぞれの役割分担を行いながら、「おかげさま・おたがいさま」の気持ちでまちづくりについて考え、実践することで、協働のまちづくりが進んでいます。
- 「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、まちづくり推進協議会⁶⁷が活発に活動し、それぞれの地域の個性や魅力を活かしたまちづくりが行われています。
- 分かりやすい情報提供、市民ニーズに迅速・的確に対応できるフットワークの良い組織で、市民に信頼される市役所になっています。
- 自治体の壁を越えた住民同士の交流をきっかけに、域内的一体感が高まり、住民同士の往来やイベントが盛んに行われています。

〈現状と課題〉

- 今日、少子高齢化や核家族化、都市化の進展などの急激な社会変化に伴い、市民ニーズが多種多様化しています。また、これまでの自治会や地域団体には、担い手不足や構成員の減少による活動の停滞が見られ、地域課題に対応できない状況が生まれています。地域住民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動をより活性化するため、まちづくり推進協議会への支援・連携が求められています。
- 協働のパートナーであるNPO⁶⁸・ボランティア団体は徐々に増加しているものの、団体の多くは組織基盤が脆弱で他の団体との結びつきがまだ弱い状況です。このことから、今後NPO・ボランティア団体の育成・支援を行うとともに、市民活動団体間のネットワークを強化する必要があります。
- 急速に発展する高度情報社会に対応して、行政情報化による質の高い行政サービスの提供を図るため、電子自治体⁶⁹の構築に向けた取組を計画的に推進することが求められています。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）⁷⁰の導入により、市民への行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進する必要があります。
- 限られた行財政資源の中で、市民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスが求められていることから、透明性が高く、効率的な行政運営のもと、市民の視点に立った行政運営を進めていく必要があります。
- 人口増加、雇用・所得環境の改善などにより、税収の伸びが期待されるものの、扶助費や補助費等などは高い水準にあり、老朽化している公共施設の維持、改修や新たな事業への対応など、財政運営は厳しい状況にあります。このことから、安定した財政基盤の確立と財源配分の重点化、効率化を図り、財源の最適配分等による健全な財政運営が求められています。
- 交通網や情報通信網の発達に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、広域的な行政間の交流がますます重要になっています。このことから、周辺自治体との連携を図りながら、域内住民の暮らしの満足度を高めるための広域行政の推進が求められています。

〈まちづくりの基本目標 6〉

市民の視点に立った行政運営を行うまち

- 取組① みんなで築く市民協働のまちづくりを目指します
- 取組② 情報化を推進します
- 取組③ 効果的・効率的な行政運営を行います
- 取組④ 持続可能な財政運営を行います
- 取組⑤ 広域行政を推進します

⁶⁶市民活動団体：自治会やPTAなど、居住地域の市民が参加し、当該地域の課題に対する活動を行う組織である地縁的団体と、ボランティア団体やNPO法人など、有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う志縁的団体の総称。

⁶⁷まちづくり推進協議会：まちづくりの主体である地区住民が一致協力し、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、地区におけるまちづくりの立案や活動を展開していくための組織。

⁶⁸NPO：NonProfit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称を言う。

⁶⁹電子自治体：単に紙で行われていた手続を電子化するだけでなく、ICT（情報通信技術）を活用し、行政サービスの在り方、ひいては行政の仕事の在り方そのものの改革を通じて住民の満足度の向上を実現している団体。

⁷⁰社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）：複数の機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であるということの確認を行うための基盤整備であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度。

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 1 みんなで築く市民協働のまちづくりを目指します＞

【取組担当課】

情報管理課、市民協働推進課、建設課、議会事務局

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

「おかげさま・おたがいさま」の気持ちを大切にし、地域活動や市民活動に積極的に参加する住民の輪が広がり、さまざまな地域活動や市民活動が展開されています。

【取組の方針】

分権型社会が進展するなか、地方自治体には自己決定・自己責任による個性ある・魅力あるまちづくりが求められています。

—私たちの好きなまちは私たちでつくろう—

今後のまちづくりは、市民一人ひとりが鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、市民・市民活動団体・企業・行政が情報と地域課題を共有し、それぞれの役割、責任を明らかにして、知恵を出し合いながらその解決を図っていくパートナーシップによる市民参加型・市民協働型のまちづくりを進めるとともに、市民活動の中心を担う中間支援組織等の活動を支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・常に市政に対する関心を持ちます。
- ・地域活動や市民活動へ主体的、積極的に参加します。

事業者の役割

- ・地域の一員として社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画します。

市民活動団体の役割

- ・自主、自立による活動の下に、地域や他の活動団体と協働・連携することで、活動を活性化させます。

行政の役割

- ・市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民との情報の共有化を推進するために、徹底した、分かりやすい市政情報の発信に取り組みます。

【関連する個別計画】

市民協働指針、地域づくり基本構想

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
まちづくり活動に関する情報の共有を図ります	開かれた行政の実現を図るために、市報やホームページ等を活用し、分かりやすく、的確かつ迅速な市政情報の提供を行い、市民との情報共有を図ります。
市民の声を広く聞く機会の充実を図ります	市民のニーズ等を的確に把握し、各種計画等に反映させるため、関係団体とのヒアリングやアンケート調査、パブリック・コメント ⁷¹ 、市長と語るふれあいトーキングなど、あらゆる場面で市民が市政や行政サービスに対し意見・提案を寄せることができる場・機会の充実を図ります。
まちづくり推進協議会の取組を推進します	地域住民が自主的、主体的に取り組むまちづくり活動をより活性化させるため、まちづくり推進協議会への側面的支援を行い、連携を図ります。
市民協働のまちづくりを進めます	市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、協働のパートナーとなる市民活動団体の育成・支援やコーディネートするに市民活動センター ⁷² の強化及び連携を図ります。また、各地区に設置しているまちづくり推進センターの事業の充実を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
とす市民活動センター利用者数	14,484 人	17,500 人
市民活動ガイドブック登録団体数	97 団体	125 団体
議会ホームページアクセス件数	1,625 件／月	2,400 件／月
道路里親制度参加団体数	16 団体	22 団体
まちづくり活動の担い手育成に関する講座数	0 講座	8 講座

⁷¹ パブリック・コメント：政策などを決定する過程において、その案を広く市民に公表して、意見や情報を募集し、提出された意見や情報に対する行政の考え方を公表する一連の手続きのことで通称「パブコメ」とも呼ばれる。

⁷² とす市民活動センター：NPO、ボランティア活動を実践している人、これから市民活動をはじめようとしている人が、集い、情報交換し、活動を行うための拠点。通称「クローバー」。

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 2 情報化を推進します＞

【取組担当課】

情報管理課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

ICT（情報通信技術）の活用により地域活動が活性化し、行政サービスが向上しています。

【取組の方針】

市民生活や市民活動、企業活動にICTが浸透し、様々な情報をだれもが容易に利用したり、発信したりすることができるようになり、経済活動や市民生活などに大きな変化をもたらしています。

鳥栖市でも、急速に発展する高度情報社会に対応して、より一層の利便性の向上や強固なセキュリティの確保など、高度で安定した情報社会の構築が求められています。

このため、電子自治体の構築等を図り、情報化の推進により住民サービスの質を高めるなど、高度情報化の恩恵をいつでも、どこでも、だれでも受けることができる環境づくりを推進します。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入を契機として、市民への行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 行政からのインターネットによる情報提供サービスを積極的に利活用して市民の意見を市政に反映するなど、行政へ積極的に参加しています。

事業者の役割

- ICTを活用して、新たな地域サービスと就業形態を創出しています。
- ICTを活用し、電子自治体構築等に向けた効果的な事業の提案を行います。

行政の役割

- インターネットの特徴を活かし、市民生活に関するサービスを時間や場所に関係なく、分かりやすく提供します。
- 電子自治体の実現に向けた取組を進めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市情報化推進計画⁷³

⁷³ 鳥栖市情報化推進計画：ICTの急速な進展や、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化に的確に対応し、総合計画に掲げる将来都市像の実現を、ICTの視点から支えるための計画。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報化の推進を図ります	I C Tを活用して、情報資産を市民と行政が共有することにより、新たなサービスの展開を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
情報化推進計画の進捗率	82%	85%

※現状値は平成 23 年度～27 年度の計画に対する進捗率で、目標値については、平成 28 年度～32 年度の計画に対する進捗率

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 3 効果的・効率的な行政運営を行います＞

【取組担当課】

総務課、総合政策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市役所の仕事のやり方を変えて、良くしていくことで、市民ニーズに応じた効果的・効率的な行政運営が行われています。

【取組の方針】

多様な市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを効率的・持続的に提供するため、ヒト・モノ・カネ・情報等のあらゆる面で経営の視点を持った行政運営が必要です。

限られた行財政資源の中で、市民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスを提供していくためには、透明性の高い行政運営を図るとともに、効率的な行政運営のもと、職員の人材育成・資質の向上に努め、市民の視点に立った行政運営を進めていきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・行政運営に関心を持って、意見を述べます。

事業者の役割

- ・行政運営に関心を持って、意見を述べます。

行政の役割

- ・常に行政運営の在り方を検討し、効率的な行政運営を行います。
- ・様々な行政課題等に的確に対応できる人材を育成します。

【関連する個別計画】

人材育成基本方針、職員研修基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
成果重視の行政運営の実現を図ります	組織目標を設定し、課題解決を行うことで、経営管理機能の強化を図ります。
行政改革を進めます	常に行政のあり方について検討を行い、その時に応じた行政改革を推進し、市民が満足できる行政運営を目指します。
組織・人材の活性化を図ります	組織機構の見直しにより、組織の活性化を図るとともに、より効果的な職員研修及び人事評価により、職員の人材育成を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
職員研修受講者数	883 人	1,000 人

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 4 持続可能な財政運営を行います＞

【取組担当課】

財政課、契約管財課、総合政策課、税務課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

将来にわたり持続可能な財政運営が行われています。

【取組の方針】

我が国の経済は緩やかな回復基調にあるとされていますが、消費税率を引き上げた際の駆け込み需要への反動、海外景気の下振れリスク、為替変動の景気への影響など、景気動向については、引き続き注視していく必要があります。

鳥栖市においては、人口増、雇用・所得環境の改善などにより、市税の增收は期待されるものの、老朽化している公共施設の維持・改修や新たな事業への対応などがあり、現在行っている事業への財政的な影響も懸念されます。

今後も、持続的・発展的な行政運営を続けていくためには、中長期的な財政計画に基づき、安定した財政基盤の確立と財源配分の重点化、効率化を図り、義務的経費の抑制や財源の最適配分等により、財政の健全性を維持していく必要があります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・税金の使途や財政状況について関心を持ちます。

事業者の役割

- ・税金の使途や財政状況について関心を持ちます。

行政の役割

- ・税の効果的、効率的執行に努め、財政状況を分かりやすく伝えます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市税の収納率向上を図ります	税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納税の啓発と滞納整理の促進により、市税の収納率の向上を図ります。
適正な財政運営を行います	次代に過度の負担を強いることがないよう、地方債の適正管理を行い、税金の使途やその成果など、財政状況について市民に分かりやすく公表します。
財産の適正管理を行います	公有財産の適正管理を図るため、遊休財産については、積極的に活用又は処分を行います。
公共施設マネジメントを行います	公共施設等（建築物、道路、橋梁、河川、公園等）の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針を定め、計画的改修・更新を図り、公共施設等の延命化、最適化の検討を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
未利用地の面積	23,415 m ²	21,400 m ²
市税の収納率（現年分）	98.8%	99.0%

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 5 広域行政を推進します＞

【取組担当課】

総合政策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

周辺自治体との連携を図りながら、新たな広域行政の在り方についての検討が進んでいます。

【取組の方針】

交通網や情報通信網の発達に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、環境や福祉など広範な分野において、広域的な行政間の交流がますます重要になっていきます。

鳥栖市は、佐賀県と福岡県の境界部に位置し、県境を越えた3市1町において筑後川流域クロスロード協議会⁷⁴による広域連携を進めています。また、九州の中心部に位置し、交通の要衝である鳥栖市がこの圏域を牽引していく役割を担いつつ、さらに広域的な都市間連携を図り、ヒト、モノ、情報、文化が活発に交流する都市として、九州の拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・周辺自治体の市町の住民と交流し、親睦を深めます。

事業者の役割

- ・周辺自治体の市町の住民と交流し、親睦を深めます。

行政の役割

- ・周辺自治体に関する情報を積極的に提供します。
- ・住民サービス向上につながる周辺自治体と連携した取組を進めます。

⁷⁴ 筑後川流域クロスロード協議会：鳥栖市、久留米市、小郡市、基山町の3市1町で構成され、このエリアが高速道路の九州自動車道と大分・長崎自動車道が交わるクロスポイントに位置するという利便性を活かし、経済・行政・文化・スポーツなど広範な連携と交流を通して、県境を越えた地域の一体的な発展を図ることを目的とした任意の協議会

【取組の体系】

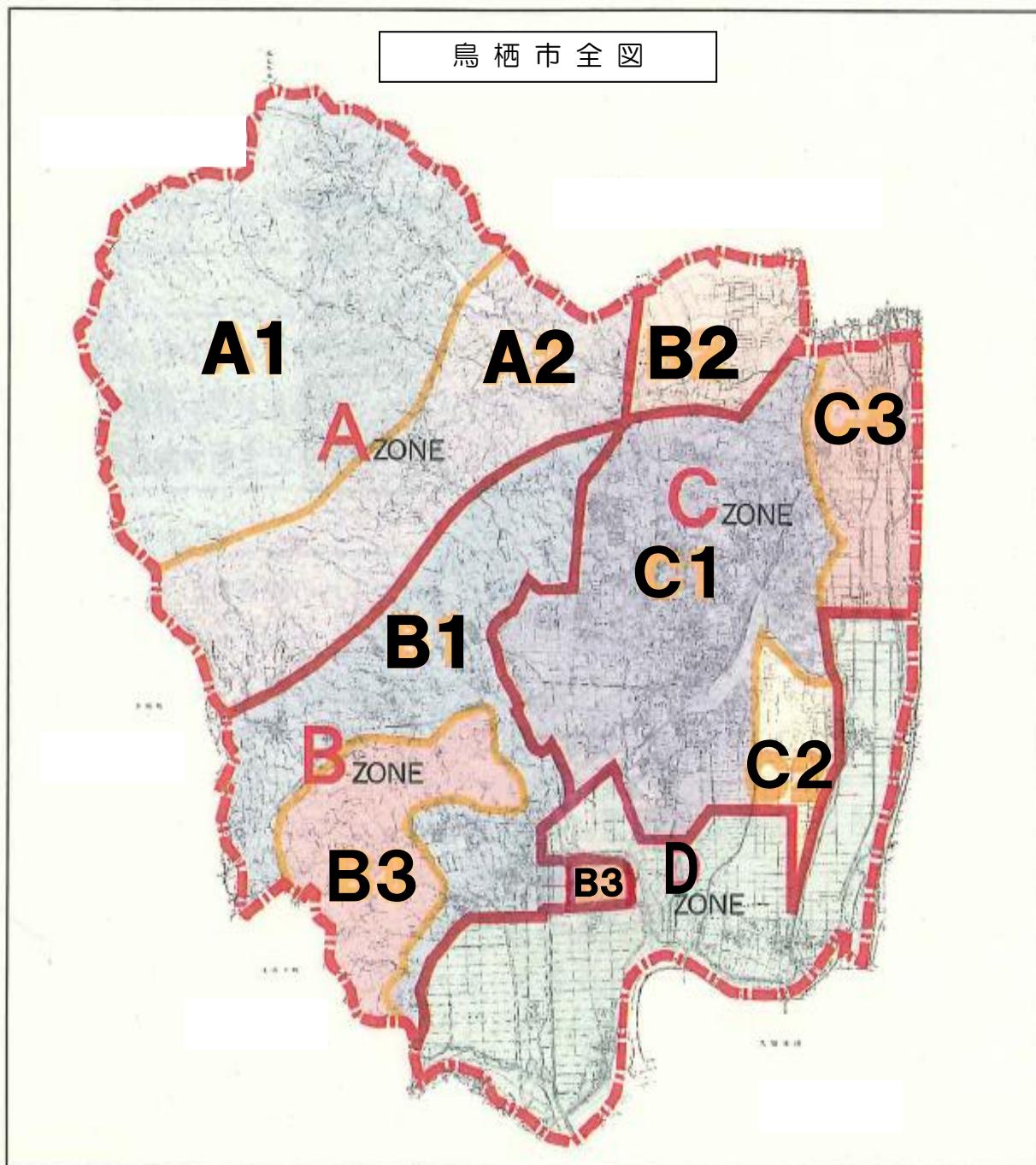
具体的な取組	内 容
地域間交流・広域連携の取組を進めます	行政境等を越えた地域の住民同士が、文化・スポーツ面での交流を通じて、市民生活の向上を図るとともに、都市機能の分担と補完の観点から、鳥栖市単独ではなく広域的に取り組むことで、より高い効果が期待できるものについて、周辺自治体との連携を図りながら取り組んでいきます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
広域連携事業数	10 事業	12 事業

将来都市像である、『住みたくなるまち 鳥栖一“鳥栖スタイル”の確立一』を実現するため、自然環境やこれまでの都市基盤の整備状況をはじめ、産業の集積、土地利用の状況等を総合的に考慮した土地利用の適正化を目指すため、下記のゾーンを設定します。

今後は、この計画に基づく適正な土地利用を図りながら、時代のすう勢に応じた魅力ある市街地の形成を図っていきます。



ゾーン区分	現　況	方　　針	土地利用計画
Aゾーン 九州横断自動車道以北地区	A-1 山岳・森林	自然保全地区 遊歩道、休憩所等の整備にとどめる	森林・山岳レクリエーションゾーン
	A-2 森林・溪流	開発整備地区 各々の施設の充実及び施設相互間のネットワーク化を図る	林間、溪流ゾーン
Bゾーン 九州横断自動車道～県道久留米基山筑紫野線～佐賀競馬場	B-1 丘陵・田園	生活環境整備地区 良好な生活環境整備を誘導し田園と居住地との調和を図る	田園ゾーン
	B-2 市街地	生産・研究・居住環境整備地区 弥生が丘地区の成熟を図る	産業・学術・居住ゾーン
	B-3 丘陵 工業団地 レジャー施設	開発整備地区 ○既存工業団地やレジャー施設と調和した土地利用の展開を図る。 ○新産業団地の造成を推進する	産業、レジャー施設ゾーン
Cゾーン 九州横断自動車道～酒井東町～藤木町～県道久留米基山筑紫野線	C-1 市街地	生活環境整備地区 ○鳥栖市の市街地として魅力ある都市空間の創造を図る ○鳥栖駅周辺整備の推進、都市公園整備を図る ○長崎街道や神社林、屋敷林の保全整備とともに緑地空間の拡大を図る ○河川浄化と景観や親水性に配慮した護岸整備等によるアメニティの向上をめざす	都市生活ゾーン
	C-2 工業地	産業基盤整備地区 工場、企業が立地する生産流通地区であり工場内及び周辺区域の緑化による自然調和を図る	産業ゾーン
	C-3 交通施設等	開発地区 新たな開発需要に対応できる地区とし、都市型・広域型施設の誘導・立地を図る	都市型・広域型施設ゾーン
Dゾーン 酒井東町～藤木町～佐賀競馬場以南地区	D 水田、河川	保全地区 農村集落環境整備等により、現在の好ましい農村集落景観の維持、保全を図る 河川の美化、整備によりアメニティのネットワーク化を図る	田園ゾーン